参考資料

石狩市水とみどりの基本計画

中間見直し（案）

＜新旧対照表＞

建設水道部

【新】	【旧】	【備考】
１章 石狩市 水とみどりの基本計画について **１．水とみどりの基本計画の背景と目的** 略	**１章 石狩市 水とみどりの基本計画について** **１． 水とみどりの基本計画の背景と目的** 近年、都市部においては、みどりの減少やヒートアイランド現象*1 などの環境問題が顕在化し、地球規模においても温暖化や酸性雨などさまざまな問題が発生してきている。また、住民の間からは、自然とのふれあいを求める声がますます強くなっており、みどり豊かでうるおいのある生活環境を形成することが求められている。 このようなことから、平成６年、都市緑地保全法*2が改正され、住民に最も身近な自治体である市町村が、地域の実情を充分考慮し、みどりの保全と創出に係わる施策をより計画的に推進できるよう「緑地の保全および緑化の推進に関する基本計画＝緑の基本計画」という制度が創設された。 本市においても、市民の間からは森林や水辺の保全、公園緑地の整備、公共施設や民有地の緑化など、自然と人間が共生する豊かでうるおいのある都市環境を形成し、ゆとりと安らぎのある市民生活を実現することが求められていることから、今般、この制度に基づき、本計画を策定したものである。また、本計画の策定にあたっては、「市民協議会」などの場を通じ、市と市民がともに豊かでうるおいのあるまちの形成を目指し、緑地の保全と緑化を推進するための施策等を協働で定めてきたものである。 なお、本市は海辺に面した河口のまちであり、石狩川や茨戸川など河川区域面積が大きく、“水”との関わりがたいへん深いまちである。海岸や川は、自然豊かな憩いの場であり、ふるさとの風景となる重要な要素となっている。このため、本計画では、“水”を“みどり”とともに考え、ともに位置づけ、豊かでうるおいのある生活環境の形成を目指すべきであるとの考えから、本計画を「石狩市 水とみどりの基本計画」としたものである。	

平成２４年 「石狩市水とみどりの基本計画」中間見直し / 新旧対照表 （1章）

【新】	【旧】	【備考】
２．水とみどりの基本計画の位置づけ 略 略 なお、以上の当初策定時のスタンスを踏まえ、中間見直しでは、本文と図１-1中の「石狩市新総合開発計画」は、「第４期石狩市総合計画」に、また「整備、開発又は保全の方針」は「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に置き換え、各々の内容を踏まえて、見直しを行った。	**２．水とみどりの基本計画の位置づけ** 「石狩市　水とみどりの基本計画」は「石狩市新総合開発計画」を上位計画とし、「都市計画に関する基本方針（石狩市都市マスタープラン）」および広域の都市計画（「整備、開発又は保全の方針」）との整合を図りながら定める。 また、広域的観点から配置されるべきみどりとオープンスペース*1の確保目標水準、配置計画等を示した「北海道広域緑地計画」とも適合するものとする。 本市では、「石狩市環境基本計画*2」、「石狩市都市マスタープラン*3」および「石狩市　水とみどりの基本計画」の３つの計画を同時に策定することとした。３つの計画は地球環境から身近な住環境まで、都市環境の観点から極めて深い相関関係にあるため、積極的な「市民参加」のもと、互いに関連する項目について、効率的、効果的に総合調整が図られるよう、同時に策定することとしたものである。 ■図 1-1 石狩市の「環境・緑・都市計画」策定にあたっての体系図 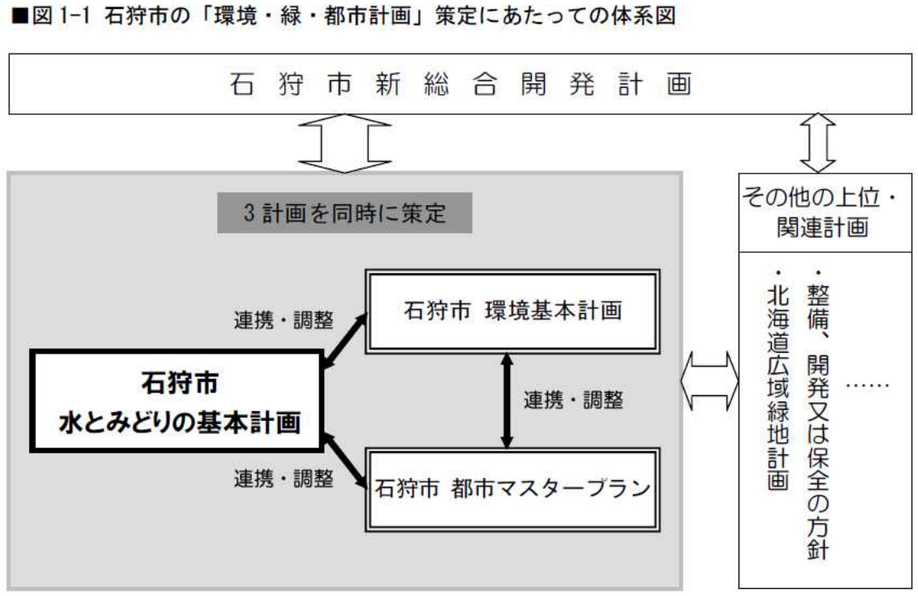 	中間見直し時における「第４期石狩市総合計画」と「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の取り扱いを明記

【新】	【旧】	【備考】
３．水とみどりの基本計画策定の手順 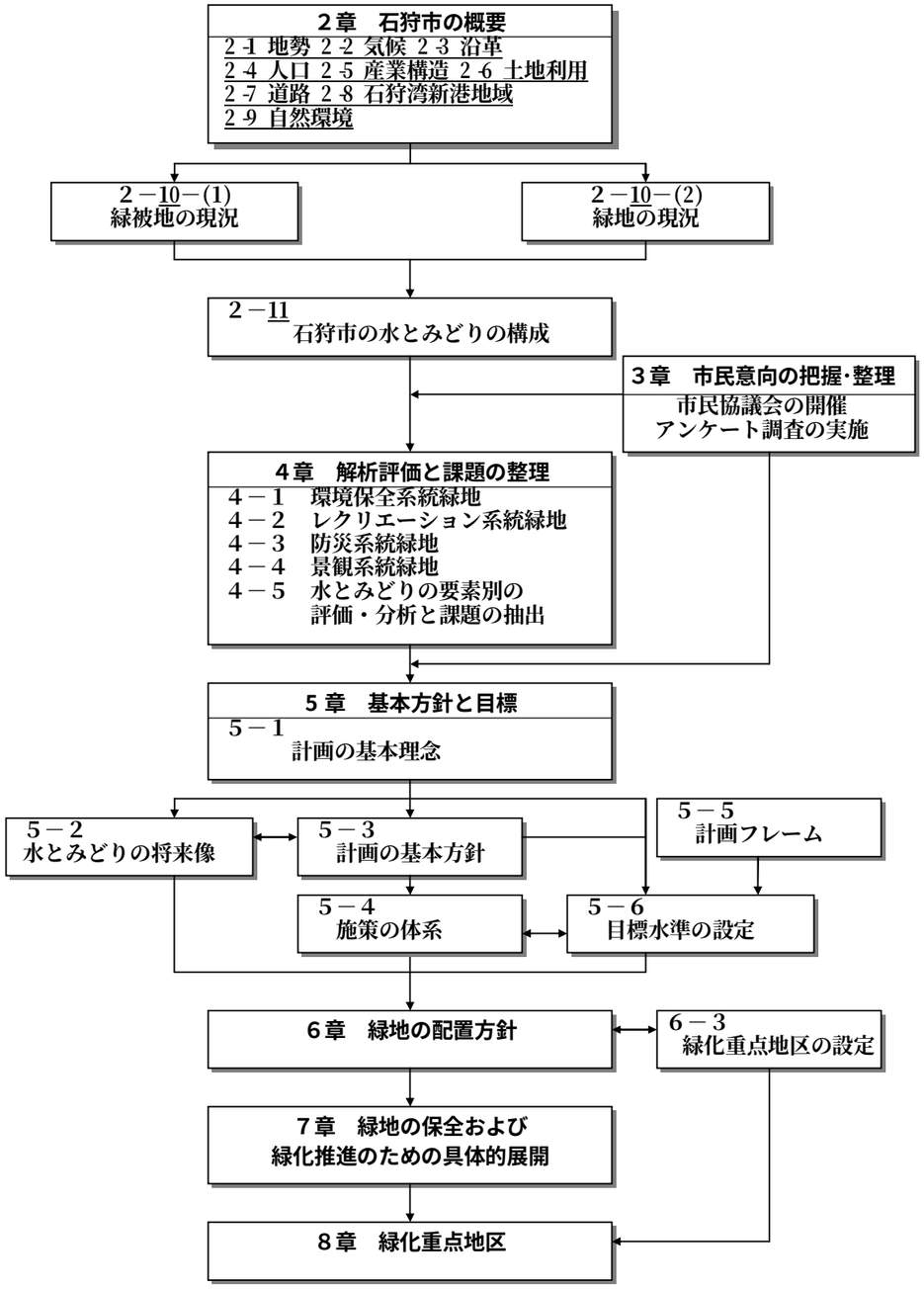	３．水とみどりの基本計画策定の手順 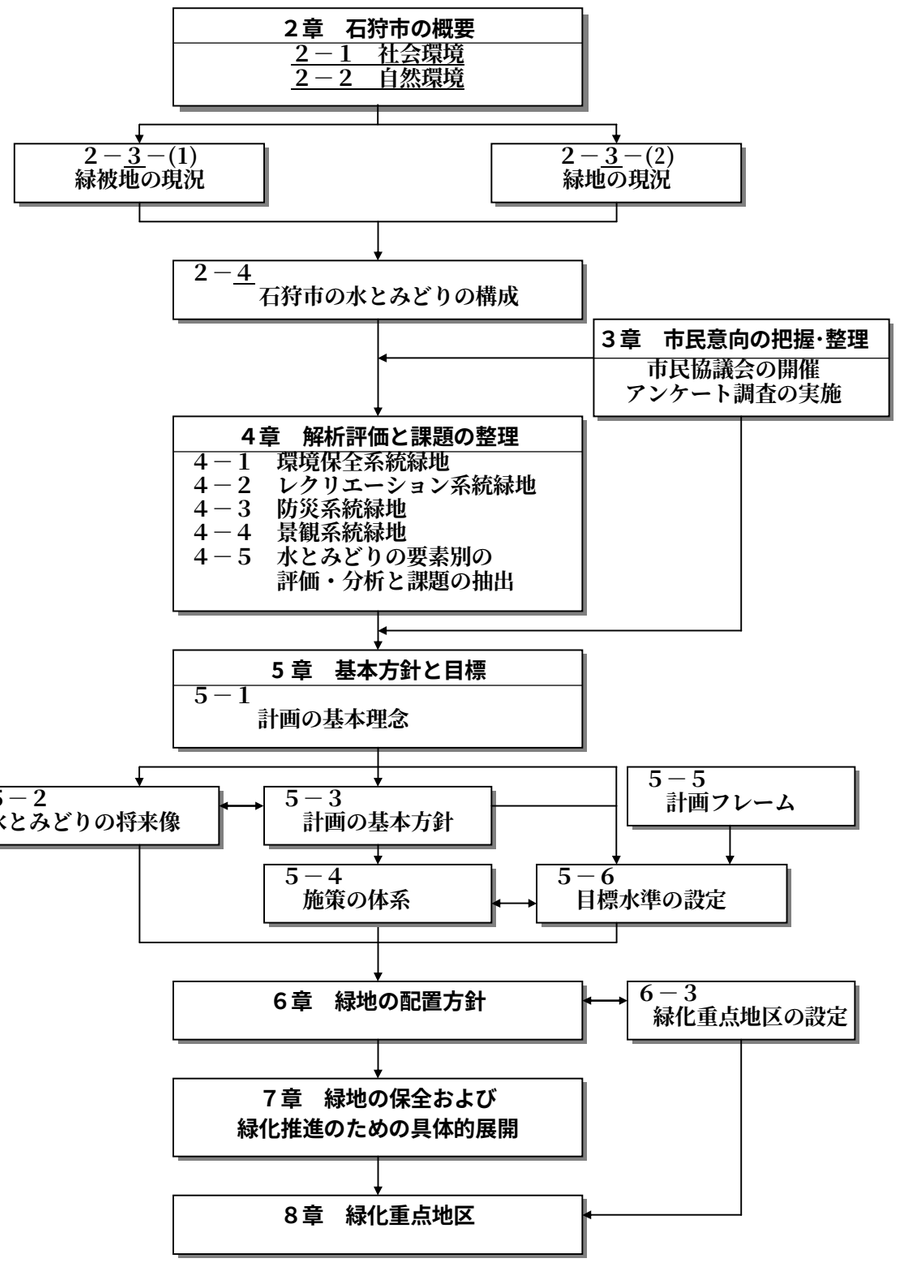	２章単元との整合を図る。

【新】	【旧】	【備考】

４．水とみどりの基本計画が対象とする緑地の定義

水とみどりの基本計画の対象となる「緑地」は、制度的には都市緑地法等により下図のように位置づけられている。
本計画における「緑地」は、制度上緑地としての永続性が担保されている緑地、将来担保されうる緑地、あるいは社会通念上現在および将来ともに緑地として永続性を有する緑地とする。従って、樹林地だけでなく、公園や学校のグラウンド、河川、民間の植栽地なども含めて考えるものとする。

■図１-２ 水とみどりの基本計画が対象とする緑地

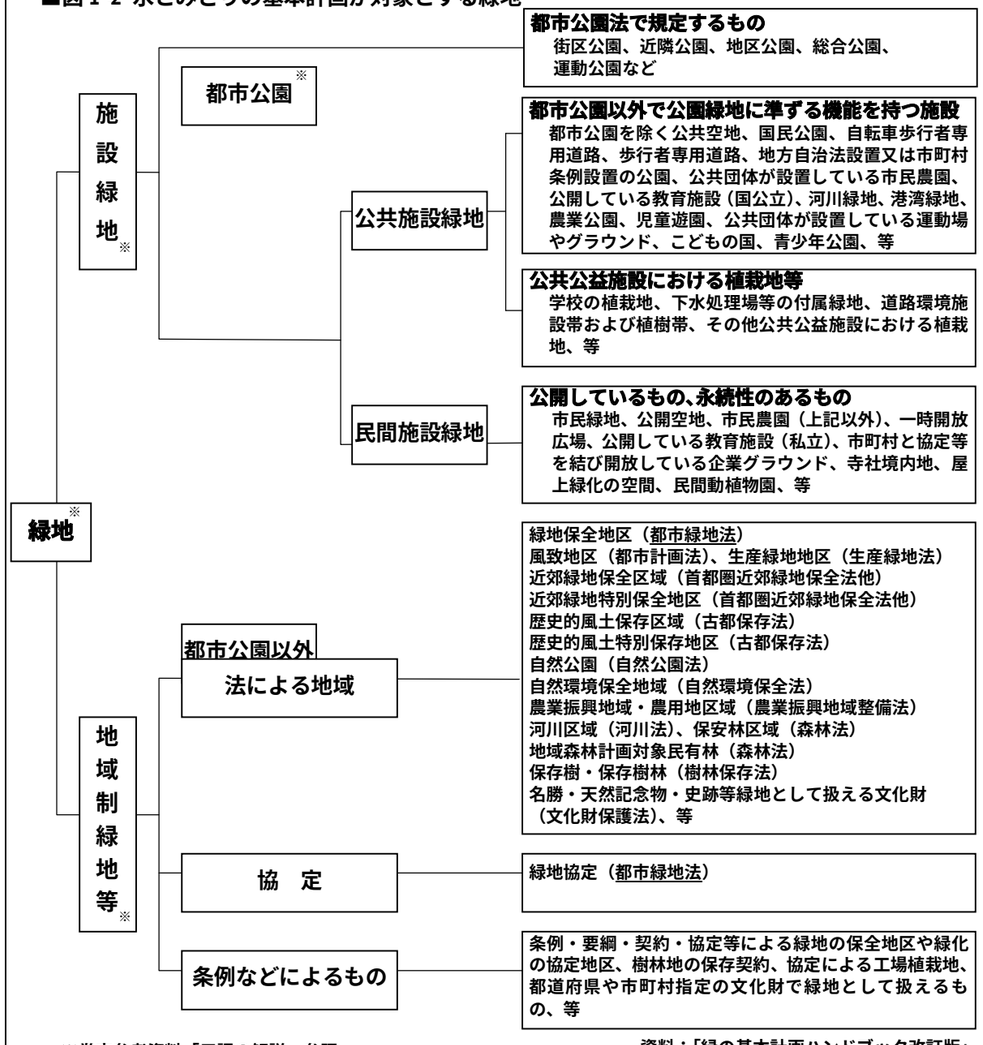

※巻末参考資料「用語の解説」参照。

資料：「緑の基本計画ハンドブック改訂版」

４．水とみどりの基本計画が対象とする緑地の定義

水とみどりの基本計画の対象となる「緑地」は、制度的には都市緑地保全法等により下図のように位置づけられている。
本計画における「緑地」は、制度上緑地としての永続性が担保されている緑地、将来担保されうる緑地、あるいは社会通念上現在および将来ともに緑地として永続性を有する緑地とする。従って、樹林地だけでなく、公園や学校のグラウンド、河川、民間の植栽地なども含めて考えるものとする。

■図１-２ 水とみどりの基本計画が対象とする緑地

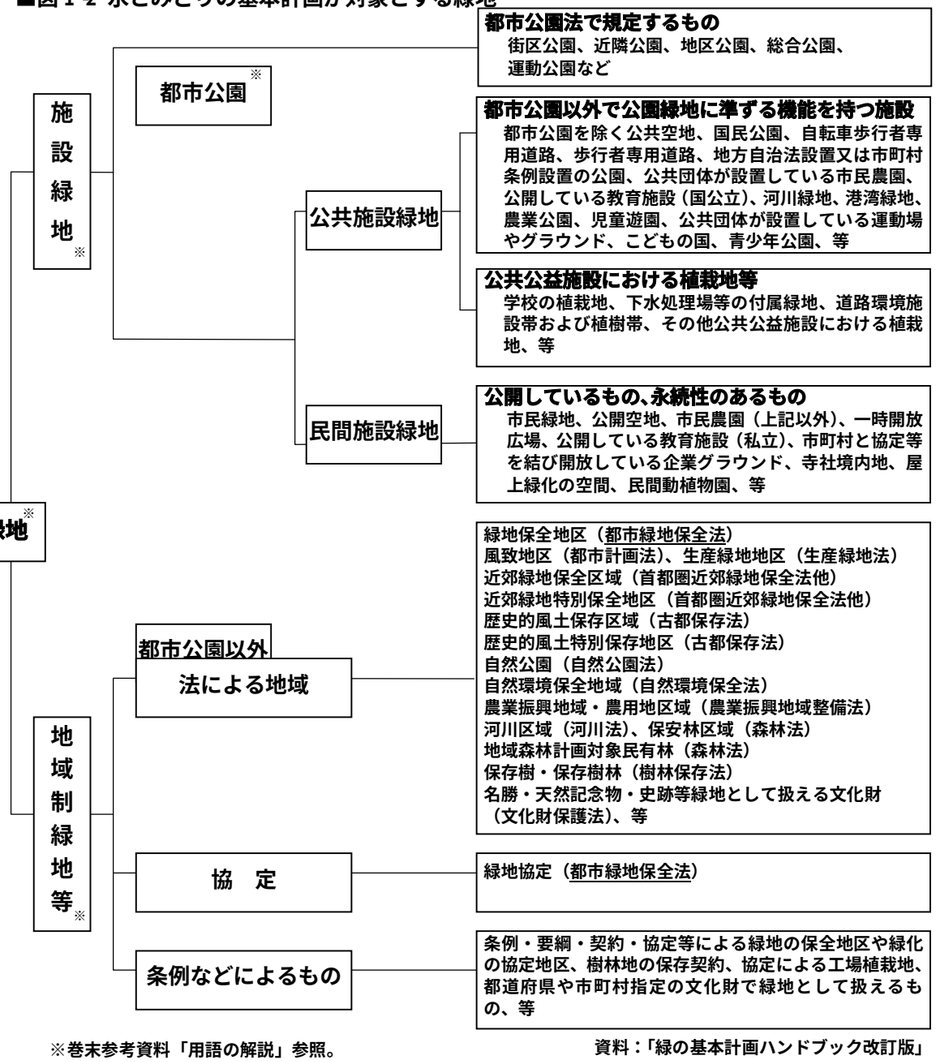

※巻末参考資料「用語の解説」参照。

資料：「緑の基本計画ハンドブック改訂版」

【備考】
- 改称後の法律名に変更
- 改称後の法律名に変更
- 改称後の法律名に変更

平成２４年 「石狩市水とみどりの基本計画」中間見直し / 新旧対照表 （２章）

【新】	【旧】	【備考】
２ 章　石狩市の 概要 **１．地　勢** 石狩市は、道央圏の北部、石狩川の最下流部に位置し、北は増毛町、東は新十津川町及び当別町、南は札幌市、小樽市に隣接している。市域は東西約 29㎞、南北約 67㎞、総面積は 721.86㎢で南北に細長い形をしており、北東部の増毛山地と南西部の石狩平野によって地形が形成されている。 また、市域は西日本海に面し、海岸線は南北 74㎞ に及び、北部は暑寒別天売焼尻国定公園に含まれる断崖海岸、南部は砂浜海岸、石狩湾新港地区となっている。市街地北東部を石狩川と茨戸川、市域の境界を発寒川が流れているほか、北部の山岳・丘陵地帯を源流に、厚田川、浜益川が日本海に注いでいる。 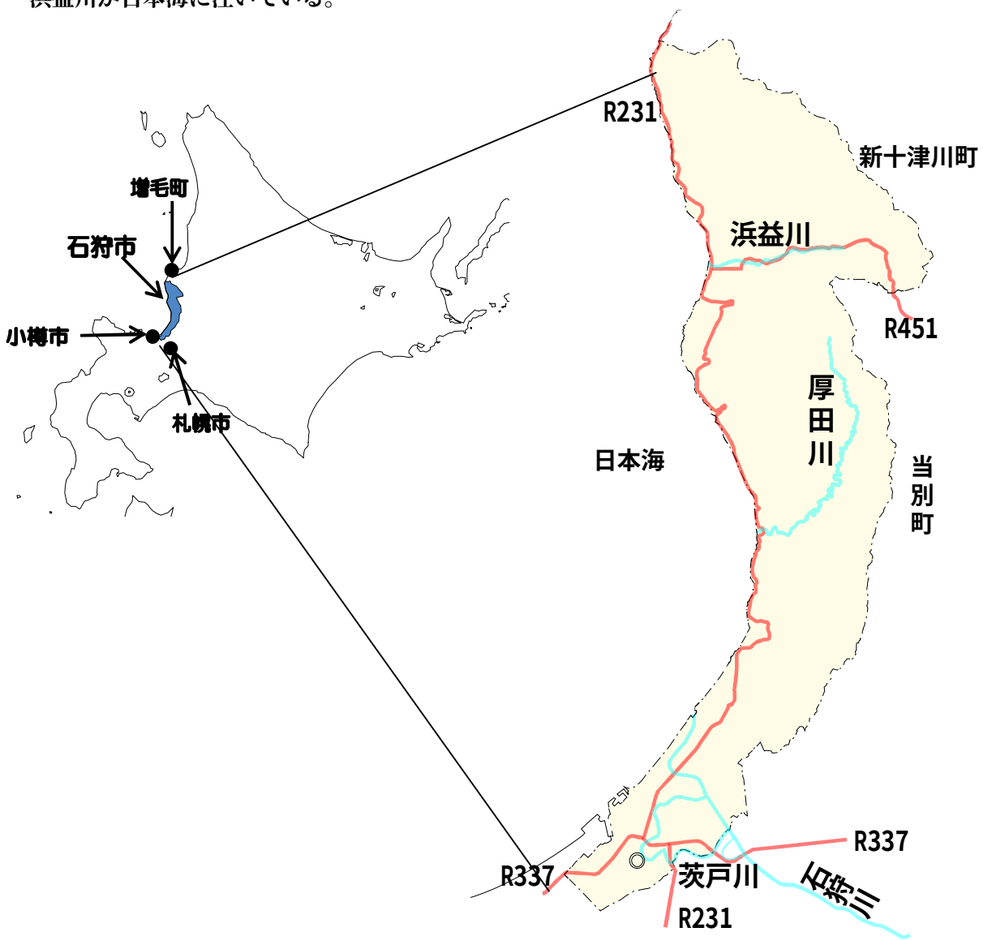 ■図 2-1　石狩市の位置	**２ 章　石狩市の 概要** **１．社会環境** （１）位置 石狩市は、北海道の石狩平野西側に位置し、東は当別町、西は小樽市、南は札幌市、北は厚田村に隣接している。広さは、面積が約 118ｋ㎡で、東西 21.83ｋｍ、南北 19.03ｋｍ となっている。東北部の丘陵地とこれに続く高台を除いては平坦地で、市のほぼ中央部を石狩川が貫流して日本海に注ぎ、旧本流の茨戸川が市内を還流している。 隣接する札幌市とは、国道を含む主要幹線道路で結ばれており、札幌の中心部とは車で約 30 分の距離にある。 ■図 2-1 石狩市位置図 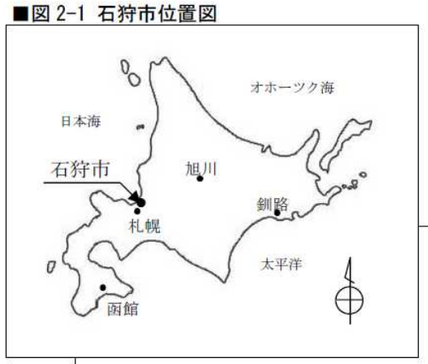 ■図 2-2 石狩市全図 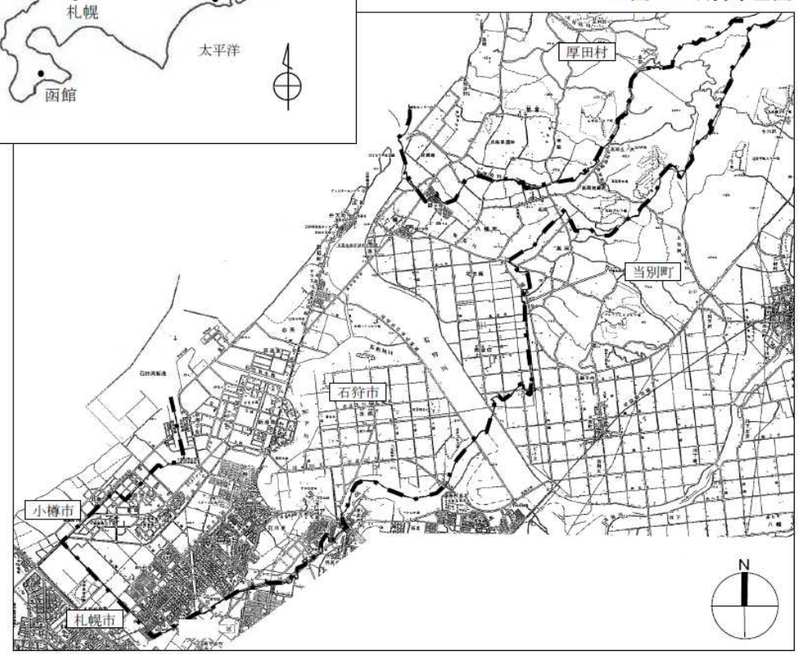 	【旧】の１．社会環境と２．自然環境は、合併前の旧石狩市データによる記述のため、今回の見直しでは、「第２次石狩市環境基本計画（H23．３）」の１．地勢から９．自然環境（P12～P15、P18～P20）までの全市データに置換える。

【新】

２．気　候

石狩市の気候は日本海に面しているため、海洋性の特色を呈する「日本海側気候」に属しており、夏冬の温度差が少なく、積雪地域としては比較的温暖となっている。また、春と冬の季節風が強いことも特徴である。

■表２-1　石狩市の気候

区分／年	気温（℃）			風速（m／秒）		日照時間（時間）	降水量（mm）	最深積雪量（cm）
	平均	最高	最低	平均	最大			
平成 16 年	8.2	30.9	-18.7	2.8	14	1,493.8	1,005	90
平成 17 年	7.4	30.7	-17.8	2.6	14	1,573.9	1,068	152
平成 18 年	8.1	32.3	-15.5	2.9	14	1,725.5	911	157
平成 19 年	8.3	32.8	-14.7	2.6	12	1,783.0	822	80
平成 20 年	8 3	3 .6	-19.7	2.5	12.4	1,770.1	651	121
平成 21 年	8.0	29.5	-14.0	2.5	13.8	1,592.5	880	79
平成 22 年	8.5	31.7	-17.8	2.8	16.5	1,483.6	1,184	117

気象庁ＨＰ

３．沿　革

石狩という地名は、市内を流れる石狩川が、アイヌ語で「イシカラ・ベツ」（「曲がりくねって流れる川」「神様が造った美しい川」の意味）と呼ばれていたことから名付けられた。石狩市を中心とした地域は、江戸時代からサケ漁を主産業として栄え、昭和 20 年代からは稲作が盛んであった。昭和 40 年代後半からは、花川地区を中心に都市化が進み、同時に石狩湾新港地域の開発が始まり、札幌圏の生産・流通の拠点、国際貿易港のあるまちとして変貌を遂げた。

平成８年９月には、市制を施行し、平成 17 年 10 月に厚田村、浜益村と合併したことにより快適な住環境と石狩湾新港地域を背景とした工業・流通に加え、漁業・林業等とこれまでにも増して多彩な産業を併せ持つ、よりバランスのとれた都市へと発展を続けている。

４．人　口

石狩市の人口は、昭和 40 年代後半から平成のはじめにかけて急激に増加し、特に昭和 50 年から昭和 55 年にかけて実に２倍もの人口増加となった。平成 22 年の人口は 59,443 人となっている。

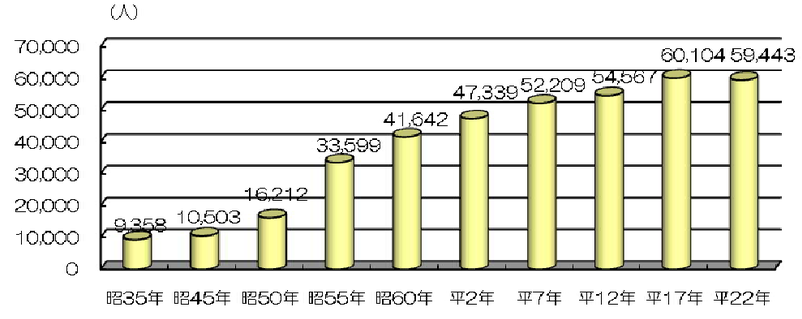

国勢調査

■図２-２　人口の推移

【旧】

（２）人口

本市の人口は、昭和 50 年代から増加率が高くなり、平成 4 年に 5 万人を突破した。ここ数年、人口は微増傾向で推移しており、平成 12 年現在で 54,570 人（国勢調査）である。世帯数は、平成 12 年が 18,688 世帯で、増加傾向で推移しているが、一世帯あたりの人員数は年々減少していることから、核家族化が進んでいることがうかがえる。（図 2-3）

年齢別の人口構成をみると、65 歳以上の老年層が約 12%（平成 7 年）と全道平均（約 14%）は下回っているが、その割合は年々増加している。同時に年少層（15 歳未満）の割合が急激に減少している。（図 2-4）

地区別の人口の割合では、花川南が 25,582 人(9,046 世帯)と最も多く、次いで花川北が 18,586 人(6,638 世帯)となっており、この２つの地区に全体の 80%が集中している。（表 2-1）

■図2-3 人口と世帯数の推移

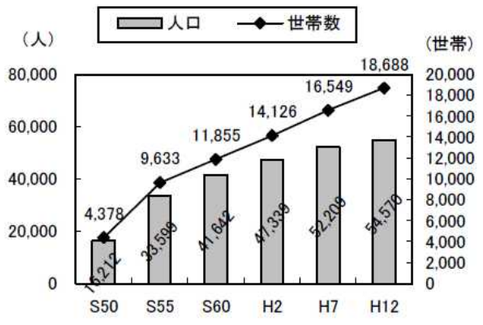

資料：国勢調査

■図2-4 年齢別人口構成の推移

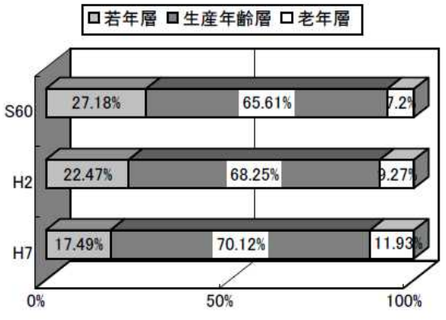

資料：国勢調査

■表 2-1 地区別人口と世帯数(平成 12 年)

（単位：人・世帯）

	生振	新港	樽川	八幡	緑ヶ原	花川	花川東	花川北	花川南
人口	551	137	1,522	1,777	645	3	349	18,586	25,582
世帯数	229	54	487	644	224	1	138	6,638	9,046

	花畔	緑苑台	本町	志美	北生振	美登位
人口	1,733	1,116	2,331	23	221	89
世帯数	633	353	908	10	59	21

資料：住民基本台帳

【備考】

【新】

５．産業構造

石狩市の産業別就業人口は、昭和 40 年代までは豊かな自然資源を利用した農水産業等の第１次産業が中心でしたが、その後、住宅地の造成や石狩湾新港地域の開発に伴い、第２、第３次産業へと急激に変化している（合併に伴い第１次産業の割合が増加した）。業種別では、卸売・小売業が最も多く、次いで建設業、サービス業、製造業となっている。

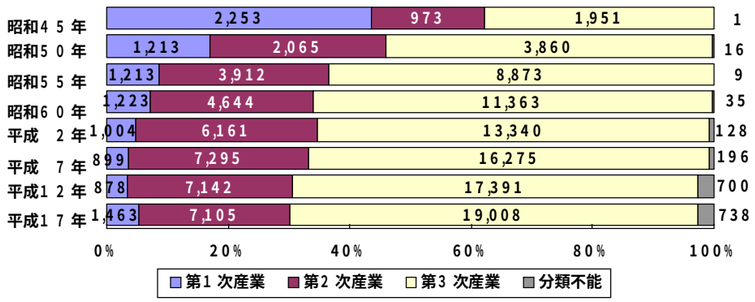

国勢調査

■図２-３ 産業別就業人口（大分類）

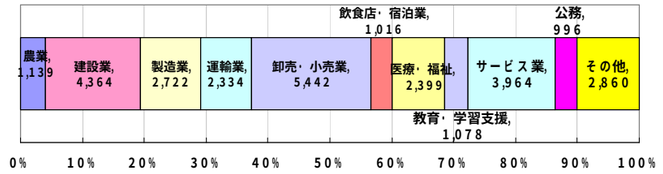

平成 17 年国勢調査

■図２-４ 産業別就業人口（中分類）

６．土地利用

石狩市の行政区域面積 721.86㎢のうち、山林及びその他（国有林等）が約８割を占めている。次いで原野、田、畑が続き、宅地の面積は約 18㎢となっている。

■表２-２ 石狩市の土地利用別面積（平成 22 年１月１日現在）

地目	面積（㎢）	割合（%）
田	34.81	4.8
畑	21.70	3.0
宅地	17.98	2.5
山林	98.48	13.6
牧場	3.08	0.4
原野	51.43	7.1
雑種地	21.04	2.9
その他	473.34	65.7
合 計	721.86	100.0

市税務課

【旧】

（３）土地利用

本市の土地利用は、平成 11 年１月１日現在、田・畑を合わせた農地が 3,444.3ha と市域全体の約 30%を占めているが、近年は減少傾向となっている。次いで多いのが微増傾向となっている宅地（1,575.2 ha）で、住宅地化が進んでいる様子が伺える。以下原野(1,318.4 ha)、雑種地(1,164.5 ha)、山林(599.6 ha)などの順になっている。

都市計画の概況としては、平成 12 年現在、都市計画区域面積が 9,448ha となっており、市街化区域面積が 2,766ha（29%）、市街化調整区域面積が 6,682 ha（71%）となっている。市街化区域の大部分は、市の西半分を占める海岸から内陸へと続く平坦地にあり、ここに市の人口の大半が集中している。また、工業用地は石狩湾新港地域に主に集積されている。

■表 2-2/図 2-5 地目別土地面積の推移

（各年１月１日現在 単位:ha）

	田	畑	宅 地	原 野	雑種地	山 林	牧 場	池 沼	その他	総 数
H 2	2,217.6	1,553.3	1,057.8	2,341.9	464.3	565.1	98.4	0.8	3,719.3	12,018.5
H 7	2,136.6	1,463.8	1,419.7	1,381.3	1,235.7	538.1	77.2	0.8	3,768.2	12,021.4
H 11	2,126.5	1,317.8	1,575.2	1,318.4	1,164.5	599.6	55.8	2.8	3,605.4	11,766.0

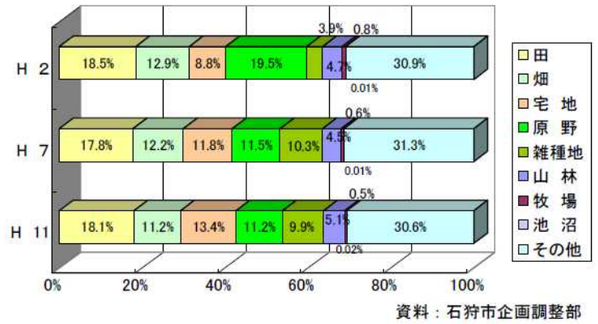

資料：石狩市企画調整部

■写真 生振地区に広がる農地

【新】

７．道　路

石狩市の道路延長は、平成 21 年度末現在約 920㎞ で、国道は 231 号、337 号及び 451 号の３路線で延長 110.5㎞（舗装率 100%）、道道は月形厚田線、石狩手稲線、岩見沢石狩線、小樽石狩線、矢臼場札幌線、花畔札幌線、望来当別線及び樽川篠路線の８路線で延長 64㎞（同 99.4%）、市道は延長 742.7㎞（同 76.7%）となっている。

８．石狩湾新港地域

石狩湾新港地域は、重要港湾石狩湾新港を核とする開発総面積約 3,000ha に及ぶ大規模工業流通団地である。北海道の政治・経済の中心である札幌市に隣接する恵まれたロケーションに、600 社を超える企業が集積し、道内有数の産業拠点として成長を続けている。

平成 15 年に石狩湾新港が国から静脈物流*1 ネットワークの拠点となる「リサイクルポート*2」として指定されるとともに、近年は、冷涼な気候や雪氷冷熱、太陽光、風力といったクリーンエネルギーを活用し、省エネルギー、省資源の環境に配慮した産業拠点の形成を目指している。

石狩湾新港地域

*1 **静脈物流：**
使用済みの製品や廃棄物をリユース、リサイクルする目的で集荷し、再資源化拠点まで運搬する物の流れを指している。人間の体の仕組みのうち、動脈と静脈の関係に例えて表現される。

*2 **リサイクルポート：**
国土交通省が指定する「総合静脈物流拠点港」をいい、使用済みの製品や廃棄物の輸送を担うなど、広域的なリサイクル物流の拠点となる港湾。石狩湾新港は、平成 15（2003）年に指定された。

【旧】

（４）都市施設

平成 12 年度末現在、市内には国道 231 号と国道 337 号が走っており、その実延長は 29.2km で舗装率 100%を達成している。同じく道道は実延長 39.9 km で舗装率 99.8%、市道は実延長 489.9 km で舗装率 83.5%となっている。（表 2-3）

■写真　道道 44 号線（石狩手稲通）

都市計画区域内の都市公園は、平成 12 年度末現在で総数 123 ヵ所であり、内訳は街区公園が 110 ヵ所、近隣公園 7 ヵ所、地区公園と運動公園がそれぞれ 1 ヵ所、都市緑地 4 ヵ所となっている。（表 2-4）

公営住宅の管理状況は、平成 12 年度末現在で建築戸数 763 戸(市営 308、道営 455)となっている。（表 2-5）

■表 2-3 道路の状況（平成 12 年度末）

	実延長	舗装延長	舗装率
国道	29.2 km	29.2 km	100%
道道	39.9 km	39.8 km	99.8%
市道	489.9 km	408.9 km	83.5%

資料：札幌土木現業所、札幌開発建設部、石狩市建設部

■表 2-4 公園の概況（平成 12 年度末）

種別	総数		都市公園		都市公園以外の公園	
	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)
総数	129	88.72	123	88.14	6	0.58
街区公園	116	17.38	110	16.80	—	—
近隣公園	7	22.23	7	22.23	—	—
地区公園	1	5.68	1	5.68	—	—
運動公園	1	13.15	1	13.15	—	—
都市緑地	4	30.28	4	30.28	—	—

資料：石狩市建設部

■表 2-5 公営住宅の管理状況　（単位：戸）

年度	建築戸数	市営住宅	道営住宅
平成 12 年度末	763	308	455

資料：石狩市建設部

【備考】

【新】

９．自然環境

① 概　要

石狩市の地形は、市街地北東部を石狩川と茨戸川、市域の境界を発寒川が流れ、北東部の増毛山地と、南西部の石狩平野の一部を構成する平地から成り立っている。石狩湾の北側約半分を占める海岸線の長さは約 74㎞ である。

石狩湾新港東端から厚田区聚富（しゅうふ）までの海岸は、石狩川から運ばれた砂が波と風によって海岸に積もってできた砂丘海岸ですが、厚田区聚富から浜益区までの海岸の大部分は、増毛山地が波に侵食されてできた断崖海岸となっている。

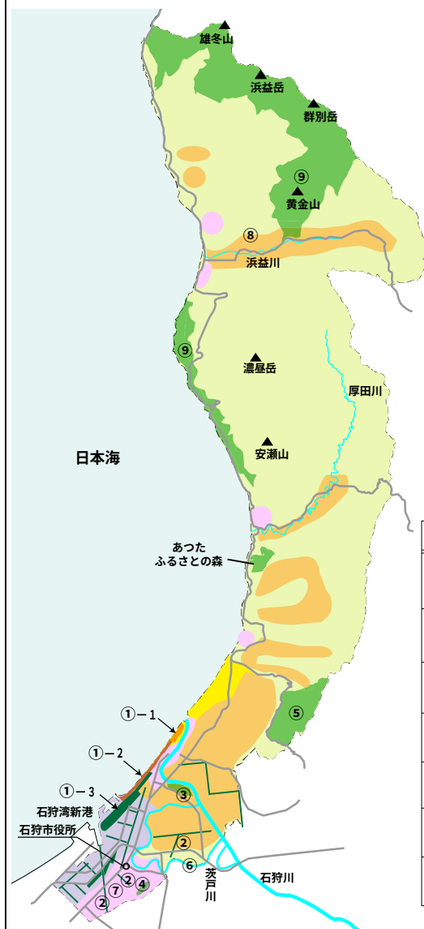

地　域		指定名称	指定法令等
石狩浜		すぐれた自然地域	北海道自然環境保全指針
はまなすの丘公園	①－1	都市緑地	都市公園法
河口地区		河口地区	石狩市石狩川河口海浜植物等保護条例
海岸保全区域	①－2	海岸保全区域	海岸法
海岸林	①－3	保安林	森林法
花川・生振地区等防風林	②		
石狩防風林		身近な自然地域	北海道自然環境保全指針
石狩川下部	③	すぐれた自然地域	
真薫別河畔林			
紅葉山砂丘林	④	身近な自然地域	
八の沢自然林	⑤		
茨戸川	⑥		
紅葉山公園	⑦		
実田神社	⑧	北海道環境緑地保護地区	北海道自然環境等保全条例
暑寒別・雄冬地区 送毛・濃昼・安瀬地区	⑨	暑寒別天売焼尻国定公園	自然公園法
		すぐれた自然地域	北海道自然環境保全指針

凡　例
主な市街地、集落
石狩湾新港地域
一般海岸
山林・原野・草原
農　地
河　川
国道・道道

注：第４期石狩市総合計画　基本構想　土地利用方針図をもとに作成

■図２-５　石狩市の自然環境の概要図

【旧】

（５）産業

石狩市の産業別就業人口※は、第１次産業が年々減少しているのに対して、第２次産業と第３次産業は、産業構造の変化や石狩湾新港地域への企業進出などにより、急激に増加している。

特に第１次産業は、減少が著しく（昭和 40 年：2,687 人→平成 7 年：899 人）、営農環境の保全や農地の減少のくい止めなどが課題となっている。

■図 2-6 産業別就業人口の推移

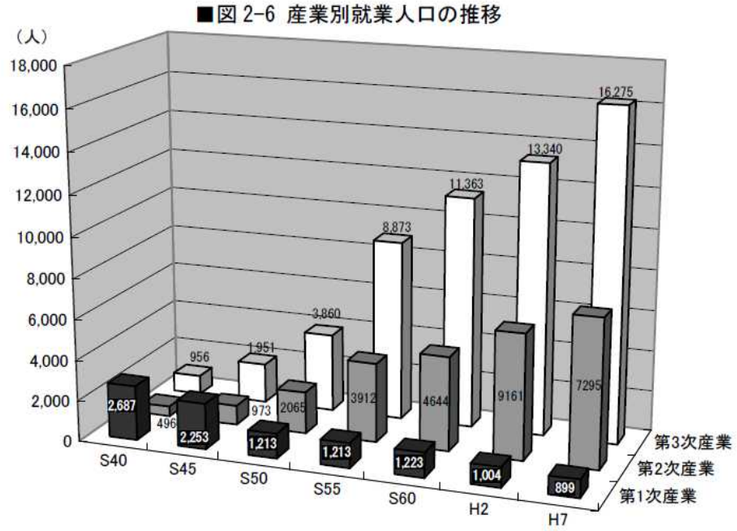

資料：国勢調査

■図2-7 農家人口の推移

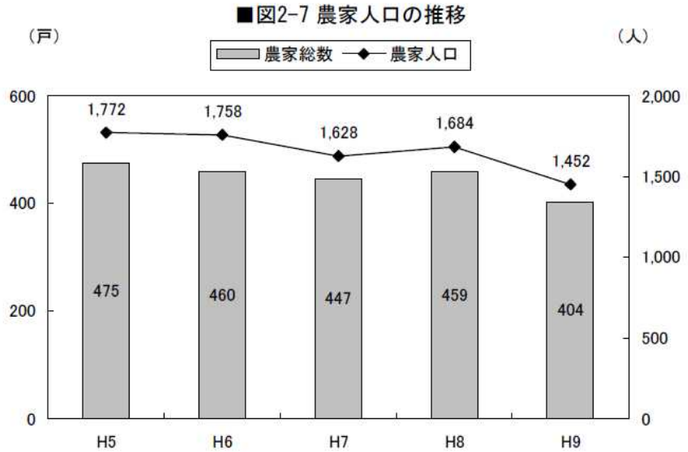

資料：農業センサス、農業基本調査

※産業分類については、巻末参考資料「用語の解説」参照。

【備考】

【新】

② 自然地域

自然環境法令に基づく自然保護地区等は、暑寒別の山岳・海岸、石狩浜・石狩川河口、防風林や河畔林、記念保護樹木などである。主な自然地域は以下のとおりとなっている。

1） 石狩浜

はまなすの丘は石狩川河口部の砂嘴(さし)*1で、ハマナスやハマボウフウなど海浜植物の群生地となっているほか、草原性の鳥や水辺の鳥など野鳥の貴重な生息地・中継地であり、石狩川河口海浜植物等保護条例及び都市公園条例により、植物の採取や車の乗り入れなど生態系に影響を及ぼす行為が禁止されている。

小樽市銭函から石狩浜、厚田区無煙(むえん)浜まで石狩湾に沿って連なる約 25㎞ の自然の砂浜は、一部石狩湾新港の建設で失われましたが、ハマナス、ハマニンニク、コウボウムギなどが生育する、幅 100～150mの海岸草原と広い所は幅 600mに及ぶカシワの天然海岸林が良好な状態で残り、自然散策に訪れる人で賑わっている。

また、春にはハマボウフウ採り、夏はマリンスポーツなど海水浴以外での利用も多くされていが、利用者のごみの放置や四輪駆動車、バギー車などの走行による植生や砂丘地形への影響が懸念されている。

2） 花川・生振・石狩湾新港地域の 防風林

市街地の花川地区や農村部生振(おやふる)地区では、帯状の防風林としてハルニレ－ヤチダモが優占する自然林がまとまって残っており、原生の面影を伝えている。かつて石狩平野で広く見られた植物や森林性の野鳥も多く見られる。

市街地の花川南防風林内は、野鳥観察や散策など市民の憩いの場として親しまれている。

また、石狩湾新港地域では、開発前の水田地帯を守っていた防風林が縦横に残されており、市街地との間には、ハルニレ、ドロヤナギ等からなる遮断緑地や緩衝緑地*2が大規模に造成されている。

3） 石狩川下流部湿原

石狩川下流部の氾濫源には、ヤナギ低木林やハンノキ林が発達し、林床にはミズバショウが群生している。道内有数のミズバショウ群生地となっているマクンベツ湿原は木道が整備され、早春から多くの人が訪れる。また、森林性、草原性の鳥、水鳥など野鳥の貴重な生息地、中継地でもある。

*1 砂嘴(さし)：
沿岸流や風などにより運ばれた土砂が、海岸から嘴（くちばし）のように細長く堆積した砂礫質の地形のことをいう。

*2 遮断緑地・緩衝緑地：
大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止や緩和若しくは災害の防止を図ることを目的として造成される緑地。一般に、公害や災害の発生が危惧される地域から、居住地域や商業地域等を分離遮断することが必要な場合に設置される。

【旧】

（６）市街地開発事業

石狩湾新港地域や花畔市街地、樽川地区などにおいて、土地区画整理事業により市街地整備が進められており、上花畔地区・花川南地区などにおいては民間による宅地開発事業が行われている。また花川北地区や樽川地区、緑苑台地区などに地区計画区域が定められている。

（７）主な自然災害発生状況

本市の中央を流れる石狩川は、洪水を防ぐための治水事業が進められてきたが、もともと泥炭の低湿地であったことから、大雨による増水で何度か洪水の被害を引き起こしている。

本市では、木造住宅の比率が高いことや建物の老朽率が高い地区（本町地区、八幡地区）での災害時の対応が課題となっている。

また、災害時の第一次避難場所として対応できる一定規模の防災設備の整備や災害時に有効な情報伝達の方法の確立、防災教育の推進なども課題となっている。

■図 2-8 昭和 50 年水害状況

■図 2-9 昭和 56 年水害状況

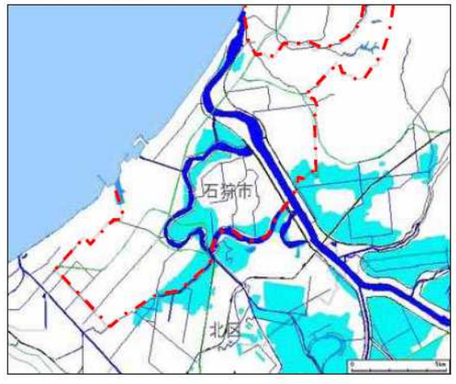

資料：石狩川開発建設部

■表 2-6 主な地震災害発生状況

天保 5（1834）年 1 月 1 日	石狩地方強震・泥水湧出により会所２棟、倉庫 10 棟、アイヌ家 23 棟全壊、弁天社、倉庫など被害あり
昭和 43（1968）年 5 月 16 日	十勝沖地震による施設の半壊等の被害

【備考】

【新】

４） 暑寒別天売焼尻国定公園

暑寒別天売焼尻国定公園は、石狩市、新十津川町、雨竜町、北竜町、増毛町、羽幌町の１市５町にまたがり、面積は 43,559ha に及んでいる。石狩市域では暑寒別山系の鋭峰群別岳、浜益岳など浜益区の山岳地帯と厚田区濃昼の海岸部が指定されている。浜益区の秀峰黄金山は、特異な山容で知られ、多くの登山者が訪れる人気の高い山である。

５） その他自然地域等

上記のほか、市街地に残る紅葉山砂丘林、高岡地区の八の沢自然林、石狩川の治水工事の結果形成された三日月湖茨戸川、国蝶のオオムラサキが生息する実田神社の森や郷土の樹木として親しまれている記念保護樹木などがある。

黄金山

【旧】

2. 自然環境

（１）気候・気象

本市は、日本海に面するため気候は海洋性を呈し、夏冬の気温差は少なく比較的温暖である。しかし、海岸に近いため春先や冬期には強い風の影響を受けやすく、内陸が晴れているのに海岸部が吹雪くこともある。風向は、年間を通じ南東および北西方向が多く、特に冬季は北西の風が強く、海上・海岸付近では吹雪となることが多い。

過去 10 年間の平均気温は、最高気温が 30.9℃、最低気温が－19.7℃、年平均で 7.7℃となっている。また、ここ 10 年間の年間降水量の総量の平均は 995.1mm、冬期の積雪は 100cm 程度となっている。

■図2-10　10年間の平均気温と降水量

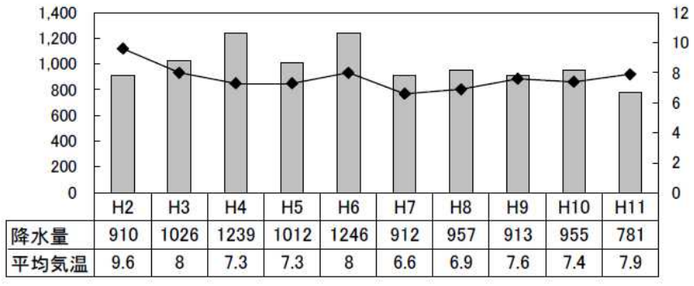

	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11
降水量	910	1026	1239	1012	1246	912	957	913	955	781
平均気温	9.6	8	7.3	7.3	8	6.6	6.9	7.6	7.4	7.9

資料：札幌管区気象台

■図2-11　月別の気温と降水量（平成11年）

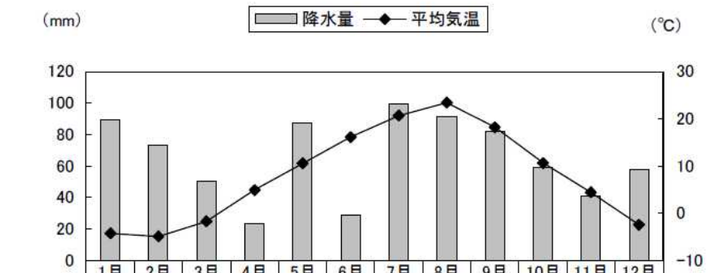

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
降水量	89	73	50	23	87	29	99	91	82	59	41	58
平均気温	−4.3	−5	−1.8	4.9	10.5	16.1	20.6	23.4	18.2	10.6	4.4	−2.5

資料：札幌管区気象台

【備考】

【新】

【旧】

【備考】

（２）地形

本市は、石狩平野の西端に位置し、北は樺戸山地の南端部にあたる標高 100m内外の山地とそれに続く段丘地で形成されている。この段丘地は、５00 万年前の地層がある非常に古い地形である。南側は、標高 5～7mの平坦な石狩低地帯が広がっており、人口の大半はこの平野部に集中している。この平地は、約２千～1 万年前にできた比較的新しい地形で、約 6～7 千年前ごろはこの平地の多く部分が海であった。西側一帯は日本海（石狩湾）に面し、海岸線はなだらかで遠浅な地形である。

市街地のほぼ中央を石狩川と茨戸川が流れ、本市はこの石狩川と日本海とに挟まれた帯状の砂丘地上に発達してきた。海岸線に沿って石狩砂丘、その内側に紅葉山砂丘と呼ばれるふたつの砂丘が平行して走っている。

土地の傾斜はほとんどなく、北部丘陵地域を除いて、全体に緩やかな平坦地になっている。

（３）地質・土壌

本市の地質の主要構成は、主に北部段丘地域に分布している新第３紀系と花畔低地などに広く分布する第４紀系のふたつに分けられる。

新第３紀系は、硬質頁岩を主体とする望来層、無層理の細粒・微細粒・シルト岩質などの砂岩からなる当別層、礫岩・シルト岩の乱雑な互層よりなる材木沢層が主である。さらに、北部段丘地域には、３紀層の砂岩残積土や砂岩、頁岩等を母材とする重粘土化した海成洪積土および海成沖積土が分布している。第４紀系は、大部分が低地帯の堆積物であり、海浜堆積物、砂丘堆積物、泥炭地堆積物、氾濫原堆積物に分けられる。

海浜堆積物は、紅葉山砂丘と石狩砂丘との間、花畔低地に広く分布する砂層で、表層部は風化されて砂質ロームからなっている。

砂丘堆積物は、紅葉山砂丘および海岸に発達する石狩砂丘である。

泥炭地堆積物は、厚さ２m内外で主にヨシを構成植物とする低位泥炭と、主にミズゴケを構成植物とする高位泥炭があり、低位泥炭土は樽川、花畔、北生振、中生振に広く分布し、高位泥炭土は美登位の泥炭地中央部に分布している。

氾濫原堆積物は、石狩川沿岸に発達する沖積作用による堆積物である。土壌は、海砂からなる海成沖積土が石狩湾の海岸線から花畔、紅葉山、生振の中央部および大曲にかけて広く分布し、石狩川・茨戸川および発寒川沿いの一部平坦地には腐植性の乏しいローム質土壌が帯状に分布している。

【新】

【旧】

【備考】

（４）植物

本地域は、概ね冷温帯性の落葉広葉樹林帯に属し、森林植生はイタヤカエデ、シナノキ、ミズナラなどの落葉広葉樹が優先する。

植生の分布の状況は、石狩川流域の平野部では、海岸線沿いに分布するカシワ・ミズナラ林、河川沿いを中心に分布するヤナギ林やハンノキ林等の天然林、あるいはヤチダモ人工林を主とした内陸防風林といった樹林地が見られるものの、それらの面積は少ない。大部分は、住宅地や畑、水田等として利用されており、石狩湾新港地域の周辺には耕作を放棄した土地も多い。

丘陵部は、概ね樹林で覆われており、イタヤカエデやシナノキを主体とする落葉広葉樹林が分布するほか、エゾマツやトドマツ、カラマツなどの人工林も見られる。

これらのほか、海岸砂地には、ハマナスをはじめハマボウフウ、ハマニンニク、コウボウムギなどからなる海岸草原が見られる。

なお、石狩湾新港地域および周辺における植生としては、海岸汀線沿いに分布する海岸草原、その背後に帯状に分布するカシワを主体とした海岸防風保安林、主としてヤチダモ人工林からなる内陸防風保安林があげられる。

■写真　花川南の防風林（内陸防風林）内部の植生

■写真　防風林内部に咲くオオウバユリ。タネが芽吹き花を咲かせるまで10年ほどかかる

【新】

【旧】

【備考】

（５）動物

本地域は、北部にかけて丘陵地帯が連なり、西～南部にかけて市街地・耕作地が広がっている。

特に、丘陵や山地部は、動物の生息にとって良好な環境となっている。

動物相のうち哺乳類は、トガリネズミ類やネズミ類、エゾユキウサギ、キタキツネの小・中哺乳類の出現が知られている。

鳥類をみると、丘陵や山地部では森林性鳥類が、海岸部では、ヒバリやノビタキなどの草原性鳥類のほか、ガン・カモ類、シギ・チドリ類等の水鳥類等が比較的多く見られる。

昆虫類は、本地域が、寒地性および暖地性の 2 つの昆虫類相の移行帯にあることや生息環境として良好な地域が多く含まれることから種類は多い。

なお、石狩湾新港地域および周辺における野生動物の生息環境としては、比較的良好な森林環境である海岸防風保安林地域周辺や水鳥等が多く見られる石狩川河口地域、エゾアカヤマアリのコロニーの形成地である石狩浜周辺の海岸草原地域等があげられる。

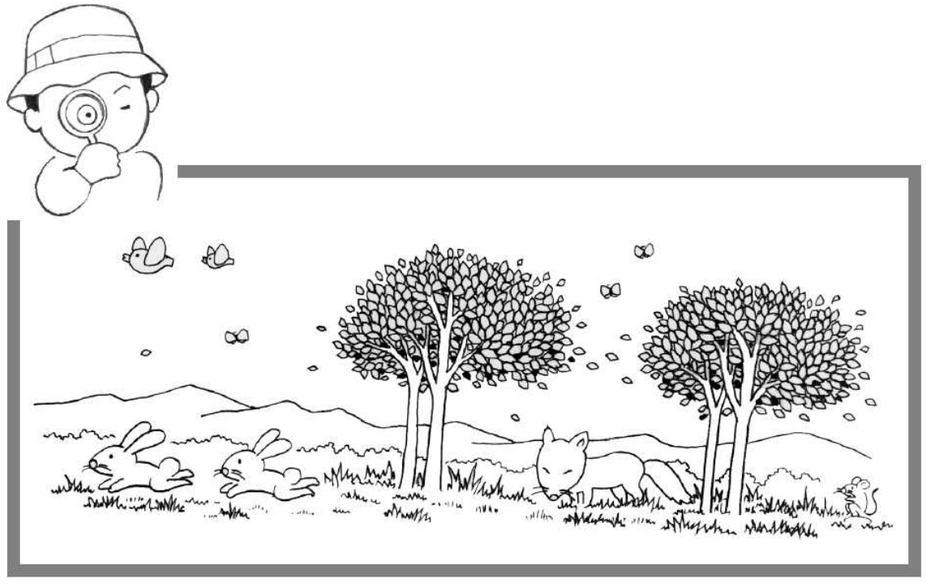

【新】

【旧】

【備考】

（６）水系

本市には、我国屈指の大河川である石狩川およびその支川である茨戸川、発寒川が流れている。

石狩川は、本市のほぼ中央を貫流し、河口から約 5km 上流で大きく北に屈曲して日本海に注いでいる。開拓以来、蛇行する川を直線にするなど洪水を防ぐための事業が多数進められてきたが、近年の河川に対するニーズの変化から、市民の身近な親水空間としてさまざまな整備が行われようとしている。

石狩川治水事業により旧河道となった茨戸川は、本市中心部の花川地区を迂回して石狩川に注いでいる。茨戸川には創成川・伏籠川・発寒川の中小河川が合流している。

石狩川の真勲別湿原付近や茨戸川は、野鳥などの生物の生息空間となっているため、石狩川や茨戸川の河岸工事は、A.G.S*1 という自然環境に配慮した考え方のもと実施されている。一方で、水質改善や緑化対策などの課題もあげられている。茨戸川では水辺の森づくりを目指し、市民の手による植栽なども行われている。

知津狩川は、石狩・厚田の町村界をなしつつ日本海に、美登位川は当別町との境となり石狩川に、発寒川は札幌市との境を流れて茨戸川に注いでいる。

■写真　A.G.S.工法で整備された石狩川の真勲別湿原付近

■表 2-7 川の長さ

川の名前	長さ(km)
信濃川	367
利根川	322
石狩川	268
天塩川	256
北上川	249

資料：石狩川開発建設部

■表 2-8 石狩市の河川（河川の位置は、P. 21 図 2-14「石狩市 水とみどりの構成図」参照）

1級河川		普通河川			
川の名前	長さ(km)	川の名前	長さ(km)	川の名前	長さ(km)
石狩川	12.0	知津狩川	3.5	９号排水川	4.1
茨戸川	20.2	八の沢川	2.8	７号排水川	3.2
発寒川	3.7	五の沢川	2.3	美登位川	1.7
真勲別川	2.0	地蔵沢川	5.0	生振３線川	3.6
		鈴木の沢川	2.8	生振５線川	3.6
		聚富新線川	1.8	北７線排水川	0.7
		聚富川	5.4	樽川	4.4

資料：石狩市建設部

【新】

10. 水と みどり の現況

（１）緑被地の現況

本市の緑被地*1の面積は、平成 22 年度末現在、都市計画区域内で 6,325.0ha となっており、その緑被率*2は 66.9%と高くなっているが、市街化区域の緑被率は 19.4%となっている。緑被地のうち生振地区を中心に広がっている農地は、現況で 3,364.9ha となっており、緑被地全体の約５割以上を占めている。また、都市計画区域内の樹林地・草地等の緑被地は 1,788.4ha となっており、全体の約３割を占めている。

緑被地の３割を占める樹林地の内訳をみると、農耕地を守る耕地防風林として発達した防風林の存在が大きいほか、市街化区域内では、遮断緑地など保安林の存在があげられる。また、市街化調整区域内の石狩海岸沿いには、海岸砂丘林であるカシワの樹林地が広がっており、大きなみどりの資源となっている。

市街化調整区域内の紅葉山砂丘は、5～6 千年ぐらい前にできた大規模な海岸砂丘で、一部にミズナラ・イタヤカエデなどの広葉樹天然林が残存し、多くの遺跡が見つかるなど、学術的にも貴重な場所となっている。

本市は市街地の中央を石狩川・茨戸川が流れ、発寒川と日本海に囲まれているため、緑被地に占める水面の比率が高くなっているのが特徴である。

また、石狩海岸は、ハマナスをはじめとした貴重な海浜植物の宝庫であるのと同時に、石狩を象徴する景観のひとつとなっている。さらに石狩川の真勲別湿原には、ミズバショウ群生地など貴重な植生がみられる。

なお、都市計画区域外の厚田区、浜益区、高岡地区を加えると、全市の緑被地の面積は、都市計画区域内の面積の約 10 倍、緑被率は 9 割を超えるなど、市全体では非常に緑豊かなまちであることが、数字からも明らかになっている。

■表 2-3 緑被地の現況量 （単位：ha）

区　　分	市街化区域 (1)	市街化調整区域 (2)	都市計画区域 (1)＋(2)＝(3)
	2,794.0	6,654.0	9,448.0
農地	0.0	3,364.9	3,364.9
樹林地･草地等の緑被地	453.0	1,335.4	1 788.4
水面	9.8	860.8	870.6
都市公園の植栽地	32.5	51.0	83.5
公共公益施設の植栽地	30.7	24.6	55.3
民有地の植栽地	16.0	146	162.3
緑被地面積の合計	542.0	5,783.0	6,325.0
緑被率 (%)	19.4	86.9	66.9

（注）・裸地は算入しない。
・都市公園の植栽地は、都市公園法で規定しているもののうちにある緑被地を対象とする。
・公共公益施設の植栽地は、都市公園を除く公共公益施設内にある概ね 500 ㎡以上の一団となった緑被地を対象とする。
・民有地の植栽地は、民有地における上記区分以外の概ね 500 ㎡以上の一団となった緑被地を対象とする。

*1緑被地：樹林地・草地・農耕地・水辺地・および公園緑地等、植物のみどりで被覆された土地、もしくはみどりで被覆されていなくとも自然的環境の状態にある土地の総称。
*2緑被率：地域面積に占める緑被地面積の割合。

【旧】

3．石狩市の水と みどり の現況

（１）緑被地の現況

本市の緑被地*1の面積は、平成 12 年度末現在、都市計画区域内で 6,295.6ha となっており、その緑被率*2は 66.6%と高くなっているが、市街化区域の緑被率は 19.3%となっている。緑被地のうち生振地区を中心に広がっている農地は、現況で 3,364.9ha となっており、緑被地全体の約５割以上を占めている。また、都市計画区域内の樹林地・草地等の緑被地は 1,788.4ha となっており、全体の約３割を占めている。

緑被地の３割を占める樹林地の内訳をみると、農耕地を守る耕地防風林として発達した防風林の存在が大きいほか、市街化区域内では、遮断緑地など保安林の存在があげられる。また、市街化調整区域内の石狩海岸沿いには、海岸砂丘林であるカシワの樹林地が広がっており、大きなみどりの資源となっている。

市街化調整区域内の紅葉山砂丘は、5～6 千年ぐらい前にできた大規模な海岸砂丘で、一部にミズナラ・イタヤカエデなどの広葉樹天然林が残存し、多くの遺跡が見つかるなど、学術的にも貴重な場所となっている。

本市は市街地の中央を石狩川・茨戸川が流れ、発寒川と日本海に囲まれているため、緑被地に占める水面の比率が高くなっているのが特徴である。

また、石狩海岸は、ハマナスをはじめとした貴重な海浜植物の宝庫であるのと同時に、石狩を象徴する景観のひとつとなっている。さらに石狩川の真勲別湿原には、ミズバショウ群生地など貴重な植生がみられる。

■表 2-9 緑被地の現況量 （単位：ha）

区　　分	市街化区域 (1)	市街化調整区域 (2)	都市計画区域 (1)＋(2)＝(3)
	2,766.0	6,682.0	9,448.0
農地	0.0	3,364.9	3,364.9
樹林地･草地等の緑被地	453.0	1,335.4	1,788.4
水面	9.8	860.8	870.6
都市公園の植栽地	25.3	28.8	54.1
公共公益施設の植栽地	30.7	24.6	55.3
民有地の植栽地	16.0	146.3	162.3
緑被地面積の合計	534.8	5,760.8	6,295.6
緑被率 (%)	19.3	86.2	66.6

(注)・裸地は算入しない。
・都市公園の植栽地は、都市公園法で規定しているもののうちにある緑被地を対象とする。
・公共公益施設の植栽地は、都市公園を除く公共公益施設内にある概ね 500 ㎡以上の一団となった緑被地を対象とする。
・民有地の植栽地は、民有地における上記区分以外の概ね 500 ㎡以上の一団となった緑被地を対象とする。

＊1　緑被地：樹林地・草地・農耕地・水辺地・および公園緑地等、植物のみどりで被覆された土地、もしくはみどりで被覆されていなくとも自然的環境の状態にある土地の総称。
＊2　緑被率：地域面積に占める緑被地面積の割合。

【備考】

文言整理

H12 データをH22 年度末現在データに更新する。

都市計画区域外のエリアを加え、全市の数値で緑を評価できるようにする。

【新】	【旧】	【備考】
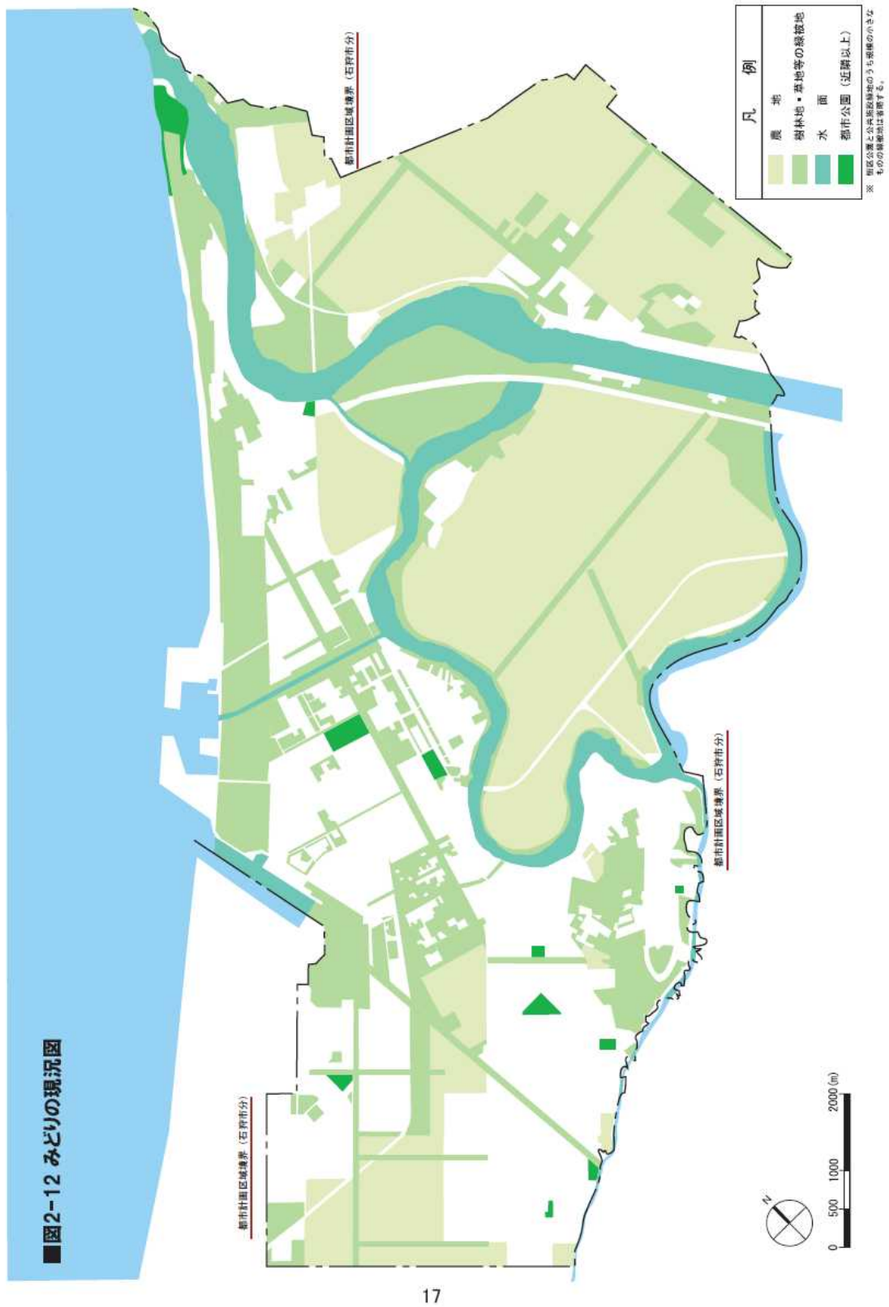	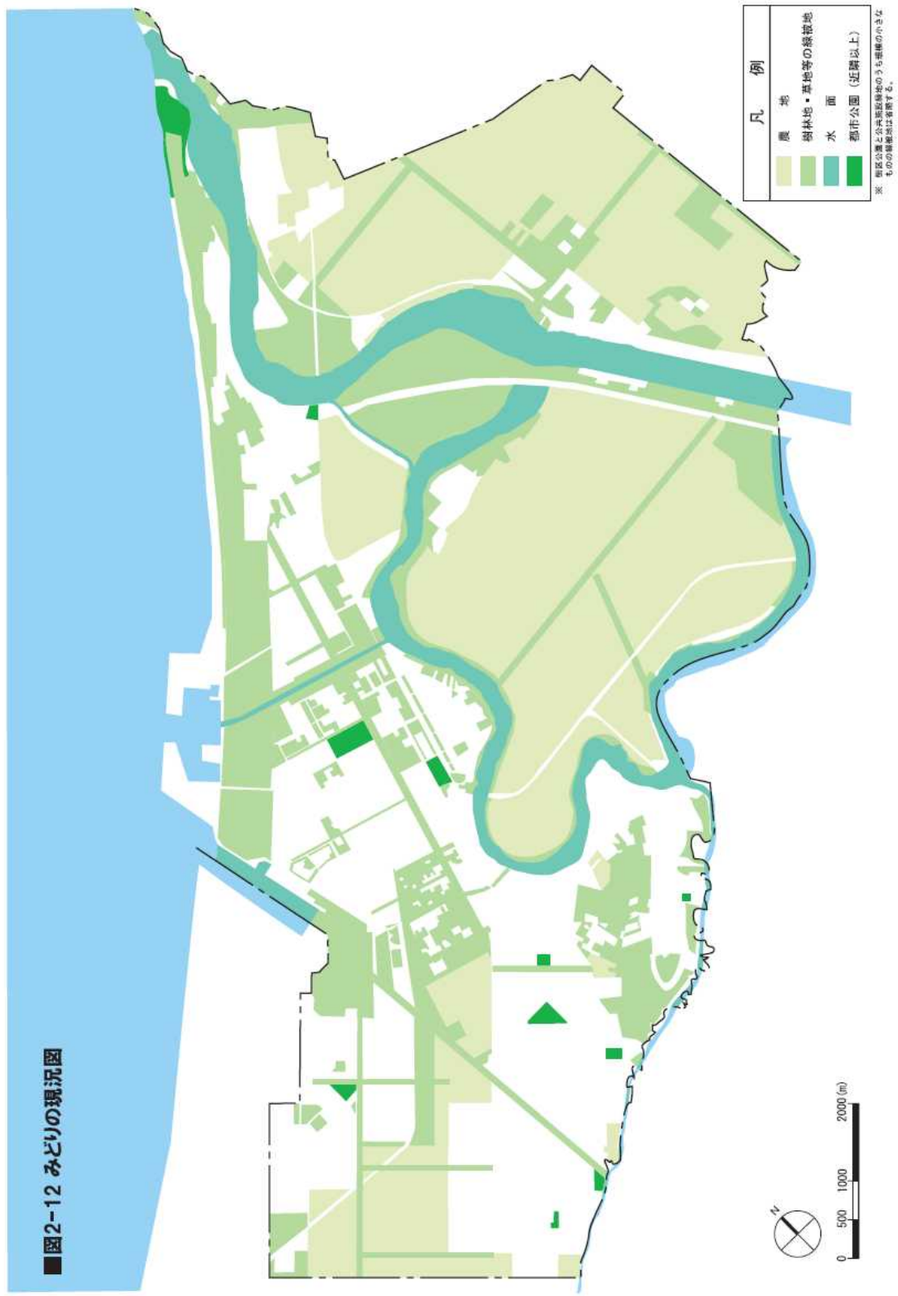	都市計画区域界（石狩市分）の文字表示

平成２４年 「石狩市水とみどりの基本計画」中間見直し / 新旧対照表 （２章）

【新】

【旧】

【備考】

（２）緑地の現況

本市の緑地[*1]のうち、都市計画区域内の緑地の総量は、平成 22 年度末現在 2,844.1ha であり、都市計画区域の 30.1%を占めている。市街化区域内の緑地は 236.8ha であり、市街化区域の 8.5%にあたる。

本市は石狩川や茨戸川などの大河川をはじめとした多くの河川があり、都市計画区域内の緑地総量のうち、地域制緑地の河川敷地が 7 割近くを占めているのが大きな特徴である。また、市街地を中心に残っている耕地防風林の多くが、地域制緑地の保安林地域として指定されており、都市計画区域内の緑地総量の 2 割を占めている。

施設緑地のうち、都市計画区域内における都市公園は 135 ヵ所、122.3ha、公共施設緑地は 129 ヵ所、126.6ha であり、残りはゴルフ場などの民間施設緑地である。

都市公園としては、街区公園 113 ヵ所、近隣公園 7 ヵ所、地区公園２ヵ所（樽川公園、石狩ふれあいの杜公園）、運動公園 1 ヵ所（青葉公園）などの基幹公園が整備され、その他都市緑地 12 ヵ所がある。現在、本市には規模の大きな総合公園が整備されておらず、住民１人あたりの都市公園面積も全道平均を下回っている状況にある。

■表 2-4 緑地の現況量 （単位：ha）

区分			市街化区域 (ha)	都市計画区域 (ha)
			2,794.0	9,448.0
施設緑地		都市公園	62.9	122.3
		公共施設緑地※	59.7	126.6
		民間施設緑地	16.2	162.5
		施設緑地合計	138.8	411.4
地域制緑地	法によるもの	河川敷地	34.0	1,903.9
		保安林	73.8	590.2
		地域森林計画対象民有林	70.4	153.1
	条例等によるもの		—	16.5
	地域制緑地小計		178.2	2,663.7
	地域制緑地間の重複		61.8	87.9
	地域制緑地合計		116.4	2,575.8
施設･地域制緑地間の重複			18.4	143.1
緑地現況量総計			236.8	2,844.1
区域面積に対する緑地の割合			8.5%	30.1%

（注）※公共施設緑地は、緑地間の重複面積を除いた面積とする。

[*1]緑地：P４及び巻末参考資料「用語の解説」参照。

（２）緑地の現況

本市の＿＿＿＿＿＿＿＿都市計画区域内の緑地の総量は、平成 12 年度末現在 2,810ha であり、都市計画区域の 29.7%を占めている。市街化区域内の緑地は 231.3ha であり、市街化区域の 8.4%にあたる。

本市は石狩川や茨戸川などの大河川をはじめとした多くの河川があり、＿＿＿＿＿＿＿＿緑地総量のうち、地域制緑地の河川敷地が 7 割近くを占めているのが大きな特徴である。また、市街地を中心に残っている耕地防風林の多くが、地域制緑地の保安林地域として指定されており、＿＿＿＿＿＿＿＿緑地総量の 2 割を占めている。

施設緑地のうち、都市計画区域内における都市公園は 123 ヵ所、88.1ha、公共施設緑地は 129 ヵ所、126.6ha であり、残りはゴルフ場などの民間施設緑地である。

都市公園としては、街区公園 110 ヵ所、近隣公園 7 ヵ所、地区公園 1 ヵ所（樽川公園＿＿＿＿＿＿＿＿）、運動公園 1 ヵ所（青葉公園）などの基幹公園が整備され、その他都市緑地 4 ヵ所がある。現在、本市には規模の大きな総合公園が整備されておらず、住民１人あたりの都市公園面積も全道平均を下回っている状況にある。

■表 2-10 緑地の現況量 （単位：ha）

区分			市街化区域 (ha)	都市計画区域 (ha)
			2,766.0	9,448.0
施設緑地		都市公園	57.5	88.1
		公共施設緑地※	59.7	126.6
		民間施設緑地	16.2	162.5
		施設緑地合計	133.4	377.2
地域制緑地	法によるもの	河川敷地	34.0	1,903.9
		保安林	73.8	590.2
		地域森林計画対象民有林	70.4	153.1
	条例等によるもの		—	16.5
	地域制緑地小計		178.2	2,663.8
	地域制緑地間の重複		61.8	87.9
	地域制緑地合計		116.3	2,575.9
施設･地域制緑地間の重複			18.4	143.1
緑地現況量総計			231.3	2,810.0
区域面積に対する緑地の割合			8.4%	29.7%

※公共施設緑地は、緑地間の重複面積を除いた面積とする。

H12 データをH22 年度末現在データに更新する。

【新】	【旧】	【備考】
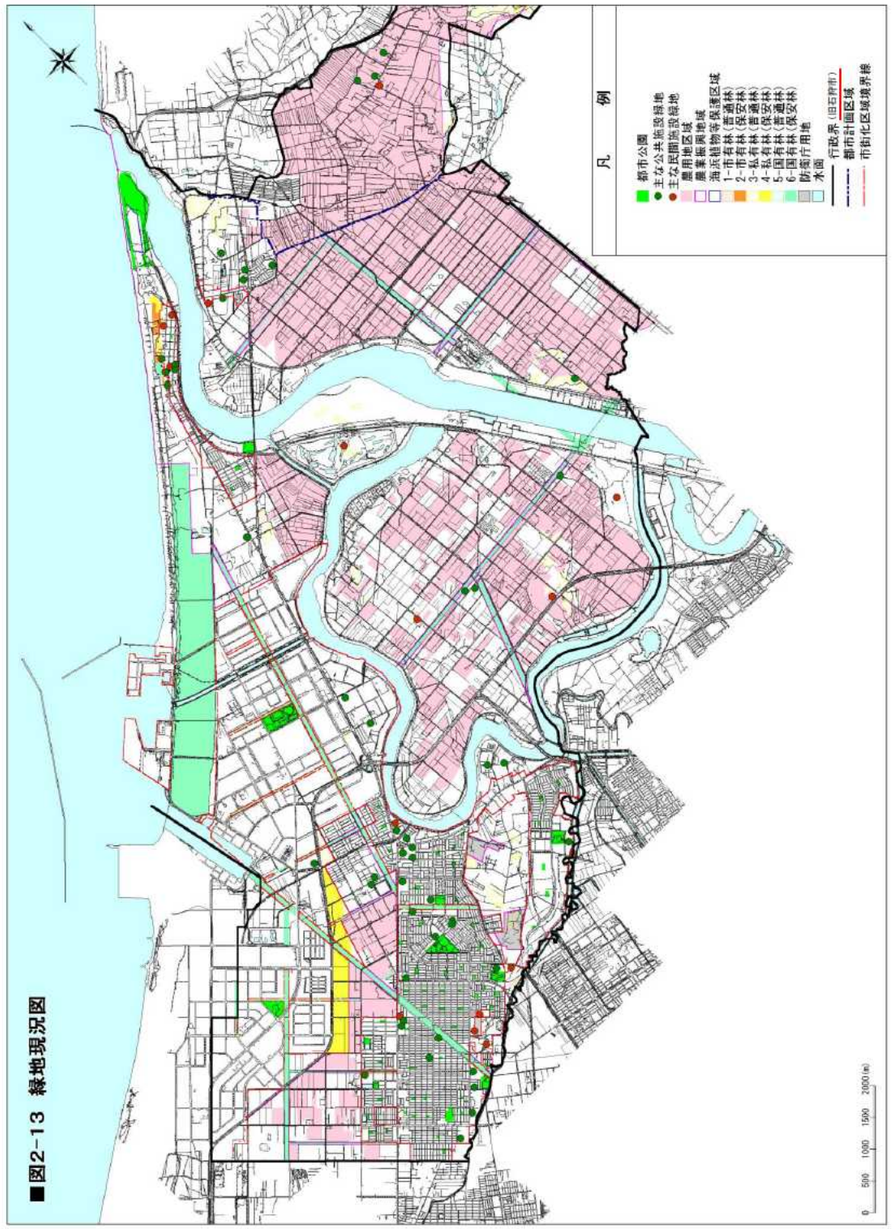 19	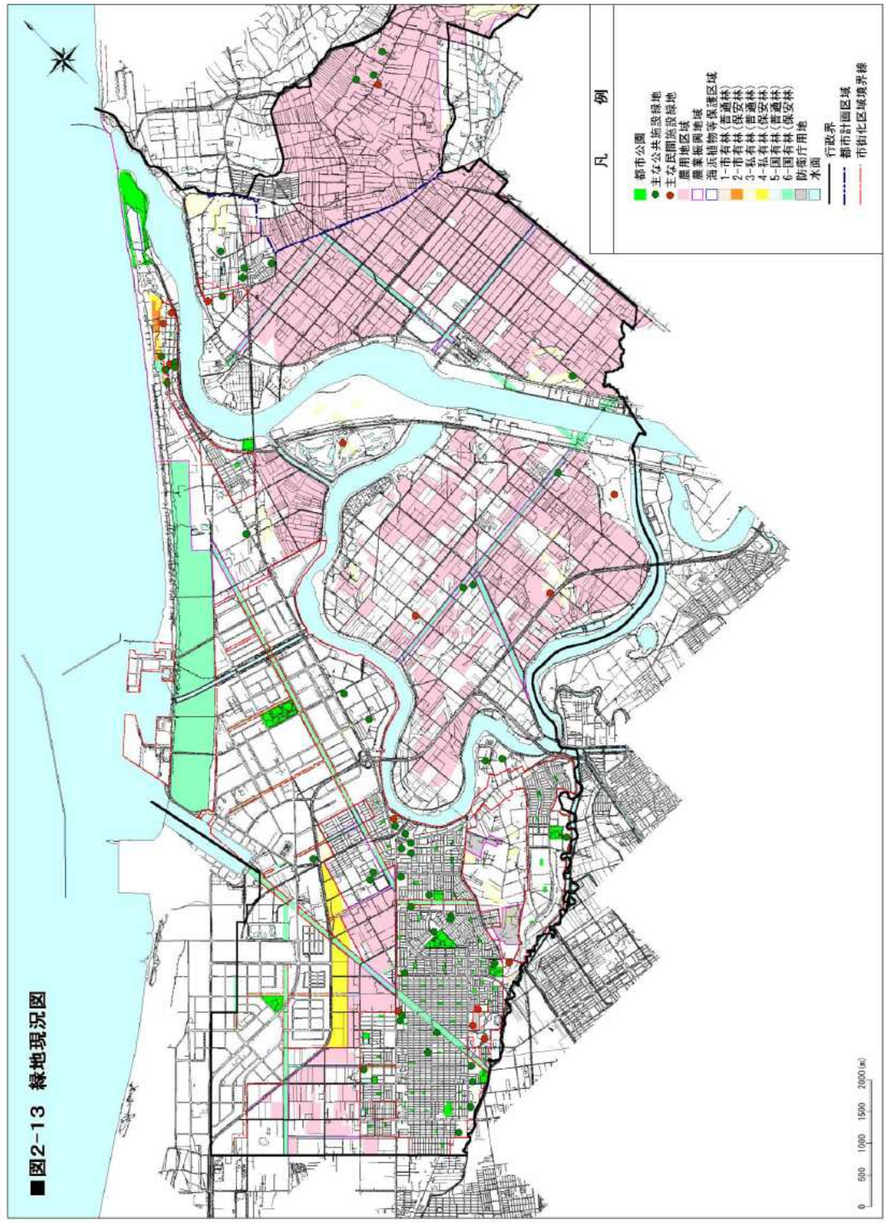 19	凡例の表示の修正

【新】

１１．水と みどり の構成

略

【旧】

4. 石狩市の水とみどりの構成

本市の水とみどりの構成は、幾重にもなった水とみどりのなかに、市民の暮らしの場としてのまちがあると捉えることができる。

まず、石狩川・茨戸川・発寒川と石狩海岸の水辺や海岸砂丘林であるカシワ林、天然林も残る紅葉山砂丘等、自然性の高い水とみどりが、まちの外縁をなす大きな骨格となっている。

次に、市民の生活圏である市街地周辺には、縦横に走る防風林やポプラ並木、遮断緑地等のまとまった樹林地が存在しており、緑視率*1 の高いみどり豊かな印象を与える大きな要素となっている。

そして、市街地内には、日常的に利用する公園、花やみどり豊かな街路など、生活に密接したみどりが存在する。これらの水とみどりは、日常の暮らしにうるおいを与え、生活環境を豊かにする大切な要素となっている。

■表 2-11 石狩市の水とみどりの構成

水とみどりの構成	構成する水とみどりの要素
市の外縁をなす水とみどり	石狩川・茨戸川・発寒川の水辺 海岸砂丘林（カシワ林） 石狩海岸・海浜植物群落 五の沢・八の沢・高岡の森林 防風林 紅葉山砂丘 農地
市街地周辺の水とみどり	防風林 遮断緑地 ポプラ等の並木 街路樹 樽川の水辺 公園・緑地
市街地内の水とみどり	公園・緑地 住宅地の花とみどり 街路の花とみどり 公共施設のみどり 民間施設のみどり

＊１ 緑視率：主として市街地における緑の量の比率を示す指標のひとつ。立体的な視野内に占める緑量のことをいう。人間の、普通の視野の範囲で撮影された写真のなかにある緑の割合をもって緑視率とする。

【備考】

文言整理

【新】	【旧】	【備考】
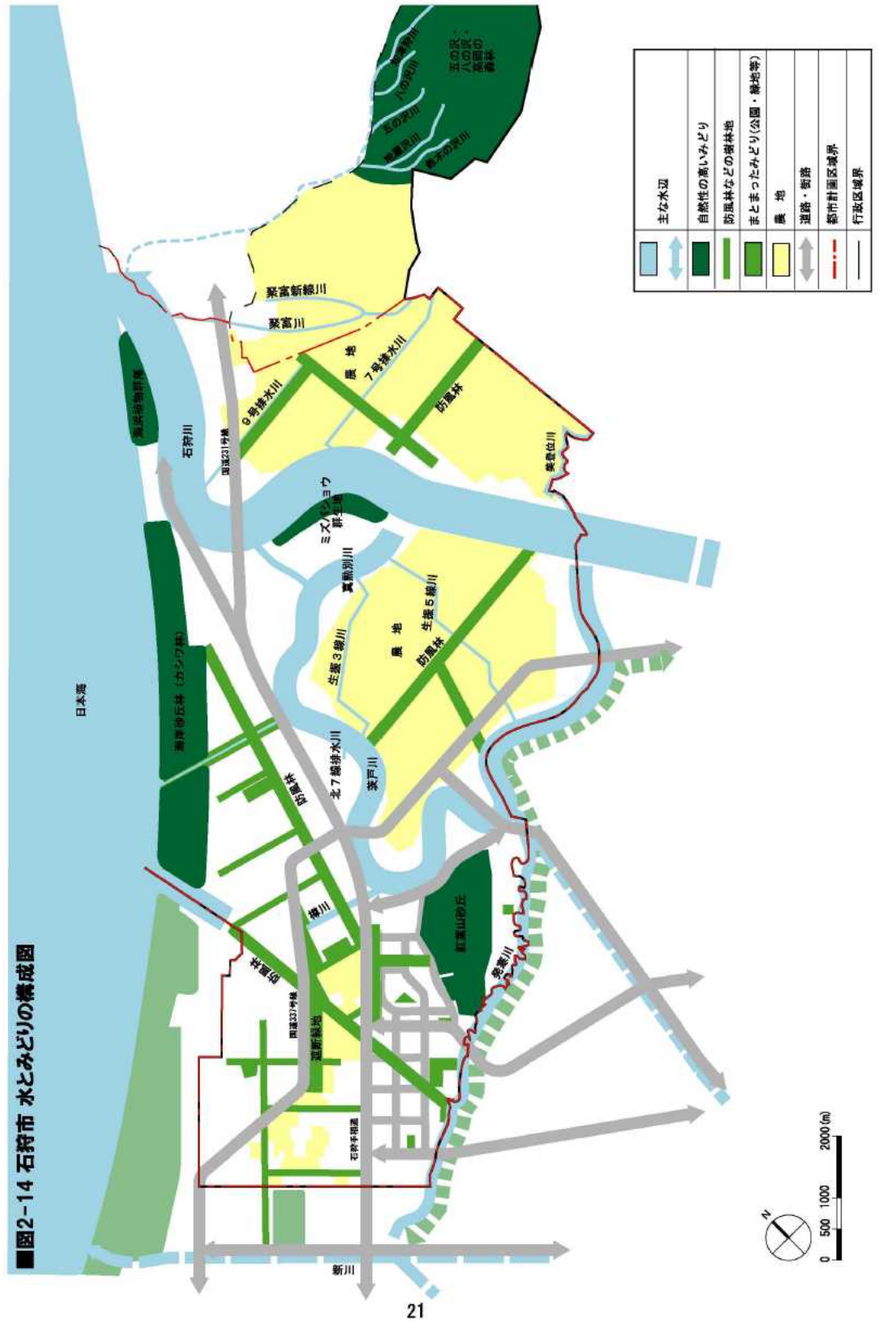	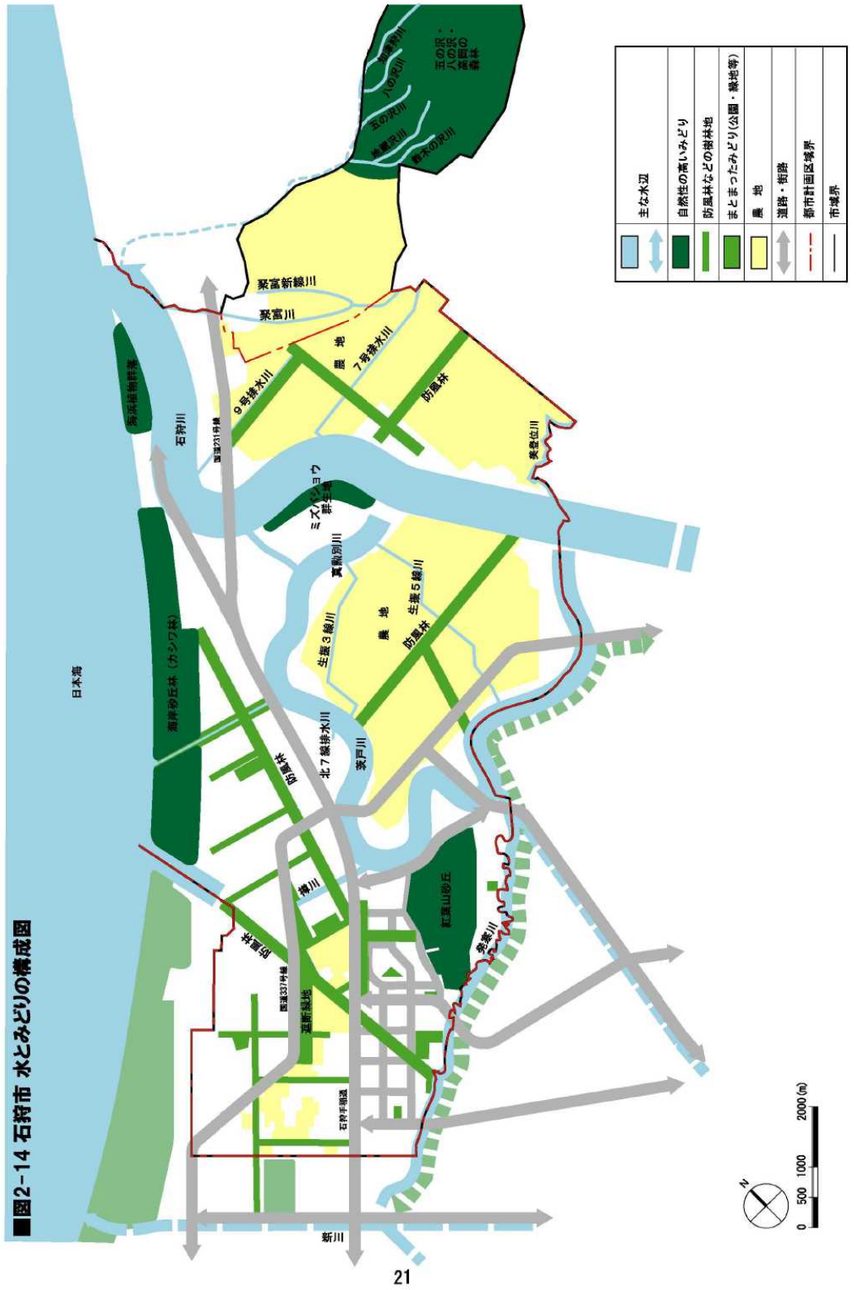	行政区域界の一部修正

【新】	【旧】	【備考】
4章 解析評価と課題の整理 水とみどりが都市において果たす役割を大きく分類すると、環境保全、レクリエーション、防災、景観など４つがあげられる。これら４つの視点から、現況調査やアンケート調査結果、市民協議会での議論などを踏まえ、中間見直しにおいても、対象範囲は当初策定時と同様とし、解析評価と課題の整理を行った。 **1．環境保全系統緑地の解析評価と課題の整理** **（1）環境保全系統緑地** 略 **（2）環境保全系統緑地の現況と課題** 略 **○海岸砂丘林（カシワ林）・石狩海岸・海浜植物群落** 略 石狩海岸や石狩川河口付近の海浜植物は、石狩を代表する自然環境である。現在本市では、海水浴場を除く親船地区から石狩川河口までの海浜地を「海浜植物等保護地区」に指定し、保護柵を設置するなどして、石狩浜海浜植物保護センターを中心に保全を図っている。今後も、これら貴重な自然環境を、積極的に保全・育成することが必要である。 略 **2．レクリエーション系統緑地の解析評価と課題の整理** **（1）レクリエーション系統緑地** 略 **（2）レクリエーション系統緑地の現況と課題** **○公園・緑地** 日常的なレクリエーションや憩いの場である都市公園は、都市計画区域内において 135 ヵ所整備されている。内訳は、街区公園が 113 ヶ所、近隣公園が 7 ヵ所、地区公園が 2 ヵ所（樽川公園、石狩ふれあいの杜公園）、運動公園が 1 ヵ所（青葉公園）、都市緑地が 12 ヵ所であるが、都市計画区域内の１人あたり公園面積は全道平均を下回っている状況である。 略 **○石狩川・茨戸川・発寒川などの河川** 略 **○五の沢・八の沢・高岡地区** 略 **○民間施設緑** 略	**4章 解析評価と課題の整理** 水とみどりが都市において果たす役割を大きく分類すると、環境保全、レクリエーション、防災、景観など４つがあげられる。これら４つの視点から、現況調査やアンケート調査結果、市民協議会での議論などを踏まえ、 解析評価と課題の整理を行った。 **1．環境保全系統緑地の解析評価と課題の整理** **（1）環境保全系統緑地** 略 **（2）環境保全系統緑地の現況と課題** 略 **○海岸砂丘林（カシワ林）・石狩海岸・海浜植物群落** 略 石狩海岸や石狩川河口付近の海浜植物は、石狩を代表する自然環境である。現在本市では、石狩本町地区の石狩灯台から石狩川河口までを「石狩川河口海浜植物等保護地区」に指定し、保護柵を設置するなどして、石狩浜海浜植物保護センターを中心に保全を図っている。今後も、これら貴重な自然環境を、積極的に保全・育成することが必要である。 略 **2．レクリエーション系統緑地の解析評価と課題の整理** **（1）レクリエーション系統緑地** 略 **（2）レクリエーション系統緑地の現況と課題** **○公園・緑地** 日常的なレクリエーションや憩いの場である都市公園は、都市計画区域内において 123 ヵ所整備されている。内訳は、街区公園が 110 ヶ所、近隣公園が 7 ヵ所、地区公園が 1 ヵ所（樽川公園）、運動公園が 1 ヵ所（青葉公園）、都市緑地が 4 ヵ所であるが（P.8 表 2－4「公園の概況」参照）、都市計画区域内の１人あたり公園面積は全道平均を下回っている状況である。 略 **○石狩川・茨戸川・発寒川などの河川** 略 **○五の沢・八の沢・高岡地区** 略 **○民間施設緑地** 略	中間見直しにおける解析範囲を明確化 現状を踏まえ文言整理 データを時点修正する。

【新】

5章 基本方針と目標

5．計画フレーム （中間見直し）

中間見直しにおける本計画の目標年次は策定時と同じ平成 32 年を目標年次とし、計画フレームを都市計画に関する基本方針（石狩市都市マスタープラン）等をもとに次のように設定する。

■表 5 -1 計画対象区域

計画対象市町村名	都市計画区域名称
石狩市の一部	札幌圏都市計画区域の石狩市域全域 9,448 .0ha

■表 5 -2 将来人口の見通し

	策定時 2000 年 （平成 12 年 10 月）	現況 2010 年 （平成 22 年 10 月）	目標年次 2020 年 （平成 32 年）
市街化区域	50,778 人	54,564 人	53,400 人
都市計画区域	53,472 人	56,019 人	54,200 人
行政区域	54,570 人	61,077 人	57,400 人

■表 5 -3 市街化区域の規模

	策定時 2000 年 （平成 12 年 10 月）	現況 2010 年 （平成 22 年 10 月）	目標年次 2020 年 （平成 32 年）
市街化区域人口	50,778 人	54,564 人	53,400 人
市街化区域の規模	2,766.0 ha	2,794.0 ha	2,794.0 h
人口密度	18.4 人/ha	19.5 人/ha	19.1 人/ha

【旧】

5章 基本方針と目標

5．計画フレーム

水とみどりの基本計画は 平成32年を目標年次とし、計画フレームを都市計画に関する基本方針（ 都市マスタープラン）等をもとに次のように設定する。

■表 5 -1 計画対象区域

計画対象市町村名	都市計画区域名称
石狩市の一部	石狩市都市計画区域の全域 9,670.0 ha

■表 5 -2 将来人口の見通し

	現況 2000 年 （平成 12 年 10 月）	中間年次 2010 年 （平成 22 年 ）	目標年次 2020 年 （平成 32 年）
市街化区域	50,778 人	63,686 人	74,797 人
都市計 区域	53,472 人	65,769 人	76,269 人
行政区域	54,570 人	66,900 人	77,400 人

■表 5 -3 市街化区域の規模

	現況 2000 年 （平成 12 年 10 月）	中間年次 2010 年 （平成 22 年 ）	目標年次 2020 年 （平成 32 年）
市街化区域人口	50,778 人	63,686 人	74,797 人
市街化区域 規模	2,766.0 ha	2,810.0 ha	2,819.9 ha
人口密度	18.4 人/ha	22.7 人/ha	26.5 人/ha

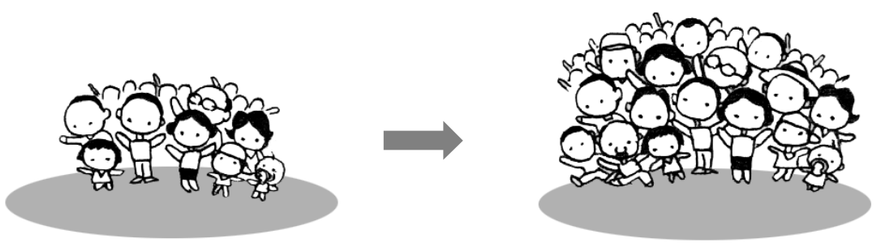

2000 年　　2020 年

【備考】

１．～４．略

データを時点修正する。

【新】

6．目標水準の設定（中間見直し）

中間見直しにおける本計画の目標水準を次のように定める。
将来市街地における緑地の確保は、下表の緑地に加え、宅地や事業所内の緑化を進めるとともに、市街化区域に隣接する緑地の保全に努めるものとする。
また、市民によるみどりづくりの具体的目標として、20 年後の目標年次までに公園緑地や河畔林、公共施設等へ、市民参加による「10 万本植樹運動」として展開する。

■表 5 -4 緑地の確保目標水準（目標年次：平成 32 年）

目標年次における緑地の確保目標量	将来市街地面積　対する割合	都市計画区域面積に対する割合
	概ね　300ha　11%	概ね　3,000ha　32%

■表 5 -5 公園緑地等の施設として整備すべき１人当たりの緑地の目標水準

年次	策定時 2000 年 （平成 12 年）	現況 2010 年 （平成 22 年 10 月）	目標年次 2020 年 （平成 32 年）
都市公園	16m²/人	22m²/人	43m²/人
公園緑地等＊	40m²/人	44m²/人	99m²/人

＊公園緑地等：都市公園に、公共施設緑地（歩行者専用道、河川緑地、学校や公共施設の植栽地、公共施設付属緑地、道路の環境施設帯・植樹帯等）を加えたもの。

■市民参加によるみどりづくりの具体的目標

目標年次（平成 32 年）に向けての目標

市民参加による公園緑地等への「10 万本植樹運動」

【旧】

6．目標水準の設定

水とみどりの基本計画の目標水準を次のように定める。
将来市街地における緑地の確保は、下表の緑地に加え、宅地や事業所内の緑化を進めるとともに、市街化区域に隣接する緑地の保全に努めるものとする。
また、市民によるみどりづくりの具体的目標として、20 年後の目標年次までに公園緑地や河畔林、公共施設等へ、市民参加による「10 万本植樹運動」として展開する。

■表 5 -4 緑地の確保目標水準（目標年次：平成 32 年）

目標年次における緑地の確保目標量	将来市街地面積に対する割合	都市計画区域面積に対する割合
	概ね　300ha　11%	概ね　3,000ha　31%

■表 5 -5 公園緑地等の施設として整備すべき１人当たりの緑地の目標水準

年次	現況 2000 年 （平成 12 年）	中間年次 2010 年 （平成 22 年）	目標年次 2020 年 （平成 32 年）
都市公園	16m²/人	24m²/人	27m²/人
公園緑地等＊	40m²/人	51m²/人	67m²/人

＊公園緑地等：都市公園に、公共施設緑地（歩行者専用道、河川緑地、学校や公共施設の植栽地、公共施設付属緑地、道路の環境施設帯・植樹帯等）を加えたもの。

■市民参加によるみどりづくりの具体的目標

目標年次（平成 32 年）に向けての目標

市民参加による公園緑地等への「10 万本植樹運動」

【備考】

データを時点修正する。

【新】	【旧】	【備考】
6章 緑地の配置方針 略 **1．系統別緑地の配置方針** 略 **（1）環境保全系統緑地の配置方針** **1）都市の骨格形成** 略 **2）系統的なネットワークの形成** 自然との共生や生物多様性の観点から、小動物が生息するなどの自然環境が備わっている河川やさまざまな植物が自生し野生動物が生息する防風林、五の沢・八の沢・高岡地区の森林をみどりでつなぎ生物の移動経路を確保することで、市街地から森林地域をつなげた生態系のネットワークを形成する。 **3）地区の特性に応じた緑地の配置** 都市の低炭素化を図る上で、みどりの量的・質的な充実を図ることにより、みどりによる都市の低炭素化を促進する。 住宅地ではみどりのオープンスペースとしての公園緑地や公共施設の緑地を十分に確保するとともに、各家庭の緑化による宅地内緑化を推進する。 また、本市において大きな面積を占める石狩湾新港地域内の工業地では、工場等の敷地内の緑化を積極的に推進する。市街地の商業地では、土地の高度利用により花やみどりの植栽スペースの確保を図る。 **4）農地等の保全** 略	**6章 緑地の配置方針** 略 **1．系統別緑地の配置方針** 略 **（1）環境保全系統緑地の配置方針** **1）都市の骨格形成** 略 **2）系統的なネットワークの形成** 自然との共生＿＿＿＿＿の観点から、小動物が生息するなどの自然環境が備わっている河川やさまざまな植物が自生し野生動物が生息する防風林、五の沢・八の沢・高岡地区の森林をみどりでつなぎ生物の移動経路を確保することで、市街地から森林地域をつなげた生態系のネットワークを形成する。 **3）地区の特性に応じた緑地の配置** ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 住宅地ではみどりのオープンスペースとしての公園緑地や公共施設の緑地を十分に確保するとともに、各家庭の緑化による宅地内緑化を推進する。 また、本市において大きな面積を占める石狩湾新港地域内の工業地では、工場等の敷地内の緑化を積極的に推進する。市街地の商業地では、土地の高度利用により花やみどりの植栽スペースの確保を図る。 **4）農地等の保全** 略	 生物多様性を追加 都市の低炭素化を追加

【新】	【旧】	【備考】
7章 緑地の保全および緑化推進のための具体的展開 **1．石狩市の水とみどりを広めるための具体的展開** **（1）いまある水とみどりを守る** 略 **②貴重な海岸砂丘林（カシワ林）と海浜植物を守る** カシワを主体とした本市の海岸砂丘林は、小樽市銭函から石狩川河口付近まで約 15㎞ に及ぶもので、カシワ天然林としては日本最大級の海岸砂丘林である。開拓期より防風林として残され、この地の風雪を防いできた歴史とともに、石狩平野の地史や自然の変遷を知る上でも学術的に貴重なものであり、石狩らしい自然景観のひとつとなっている。 また、本市の市花・ハマナスに代表される多くの海浜植物が見られる石狩海岸は、貴重な海浜植物の宝庫であり、石狩を象徴する景観でもある。特に、海水浴場を除く親船地区から石狩川河口までの海浜地は、海浜植物群落を基盤とする自然生態系が維持され、市では「海浜植物等保護地区」に指定し、石狩浜海浜植物保護センターを中心に保全のための施策を実施しているが、さらに積極的な方策を進めることが必要である。 **＜具体的展開＞** **●海浜植生等の保全と回復** 石狩海岸の貴重な植生を次世代へと引き継いでいくため、これらの植生と周辺緑地を、都市化や開発から保全する。 海岸砂丘林（カシワ林）は、保安林指定を継続するとともに、民有地にあるものは開発などによる伐採から保全するため、開発者や地権者の理解と協力を得ながら土地利用調整を行う。また、海浜植物群落は、環境法令等による保護区域の指定を考慮するとともに、「海浜植物等保護地区」の指定、拡大や保護柵の設置、強化、監視員の配置を引き続き行うなど、実効性のある保全の方策を積極的に展開する。 すでに、人為により海浜植生が破壊されたり、帰化植物が進入している地区については、状況を十分調査のうえ、市民ボランティアなどとともに播種や移植、帰化植物の除去などを行い、海浜植生の回復に努める。 また、石狩川の真勲別湿原に生息するミズバショウ群生地については、河川管理者と協力し、引き続き、保全を図る。 ■写真 石狩海岸の海浜植物群落	**7章 緑地の保全および緑化推進のための具体的展開** **1．石狩市の水とみどりを広めるための具体的展開** **（1）いまある水とみどりを守る** 略 **②貴重な海岸砂丘林（カシワ林）と海浜植物を守る** カシワを主体とした本市の海岸砂丘林は、小樽市銭函から石狩川河口付近まで約 15㎞ に及ぶもので、カシワ天然林としては日本最大級の海岸砂丘林である。多くの樹木は、石狩湾新港地域に含まれ、耕地を守るための防風林としての役目は終えているが、現在でもこの地域の風雪を防ぐのに役立っている。また、これらの海岸砂丘林は、石狩平野の地史や自然の変遷を知るうえで学術的にも貴重であるとともに、石狩らしい自然景観のひとつとなっている。 また、本市の市花・ハマナスに代表される多くの海浜植物が見られる石狩海岸は、貴重な海浜植物の宝庫であり、石狩を象徴する景観でもある。特に、石狩本町地区の石狩灯台から石狩川河口までの海浜植物は、生育状態がよく、市では「石狩川河口海浜植物等保護地区」に指定し、石狩浜海浜植物保護センターを中心に保全のための施策を実施しているが、さらに積極的な方策を進めることが必要である。 **＜具体的展開＞** **●海浜植生等の保全と回復** 石狩海岸の貴重な植生を次世代へと引き継いでいくため、これらの植生と周辺緑地を、都市化や開発から保全する。 海岸砂丘林（カシワ林）は、保安林指定を継続するとともに、民有地にあるものは開発などによる伐採から保全するため、開発者や地権者の理解と協力を得ながら土地利用調整を行う。また、海浜植物群落は、海岸法による保護区域の指定を考慮すると同時に、「石狩川河口海浜植物等保護地区」指定の拡大や保護柵の設置、監視員の配置を引き続き行うなど、実効性のある保全の方策を積極的に展開する。 すでに、人為により海浜植生が破壊されたり、帰化植物が進入している地区については、状況を十分調査のうえ、市民ボランティアなどとともに苗の育成や植栽、帰化植物の除去などを行い、海浜植生の回復に努める。 また、石狩川の真勲別湿原に生息するミズバショウ群生地については、河川管理者と協力し、保全を図る。 ■写真 石狩海岸の海浜植物群落	文言整理 文言整理

平成24年 「石狩市水とみどりの基本計画」中間見直し / 新旧対照表 （7章）

【新】	【旧】	【備考】
●石狩浜海浜植物保護センターの機能の充実 石狩浜海浜植物保護センターは、石狩海岸の海浜植物を保護・保全する目的で平成 12 年に開設され、海浜植物保全に係る調査研究や普及啓発に研究機関や市民ボランティアと協働で取り組むとともに、海浜の生物多様性保全に係る情報発信を行ってきた。引き続き、協働による保全、啓発活動を推進するとともに、レジャー利用者等幅広い層へ、海浜植生保全について理解と協力を求めるしくみづくりを進める。	**●石狩浜海浜植物保護センターの機能の充実** 石狩浜海浜植物保護センターは、石狩海岸の海浜植物を保護・保全する目的で設置された施設であるため、この施設を用いて海浜植生の調査研究や市民への啓発活動をさらに積極的に展開するとともに、海浜植生に関する情報発信の拠点とする。また、これらの事業は、市民ボランティアとの連携により実施することが望ましく、広く市民に海浜植生の保全についての理解と協力を求めるしくみづくりを進める。	文言整理
略	略	
（2）豊かな水とみどりを育てる	**（2）豊かな水とみどりを育てる**	
略	略	
③まちなかのみどりを育てる	**③まちなかのみどりを育てる**	
略	略	
＜具体的展開＞	**＜具体的展開＞**	
略	略	
●民間施設の緑化推進	**●民間施設の緑化推進**	
略	略	
また、現在本市が、石狩湾新港地域で行っているインダストリアルパーク構想*1を推進するなど、民間施設の緑化も引き続き促進する。	また、現在本市が、石狩湾新港地域で行っている「工業等立地促進奨励金制度」についても継続して実施しインダストリアルパーク構想*1を推進するなど、民間施設の緑化を促進する。	制度のリニューアルにより同名称の制度がなくなったため
略	略	
（3）身近な水とみどりに親しむ	**（3）身近な水とみどりに親しむ**	
略	略	
②みどり豊かな魅力ある公園を創り親しむ	**②みどり豊かな魅力ある公園を創り親しむ**	
略	略	
本市の都市計画区域内の都市公園は、平成 22 年度末現在、全市で 135 ヶ所、約 122.3 ヘクタールとなっているが、１人当たり公園面積は、約 21.8 ㎡と全道平均 27 ㎡を下回っている状況にある。また、遊具など施設の老朽化が進んだところも目立っており、早急な整備推進を図る必要がある。現在、街区公園については毎年数ヶ所ずつのリニューアルを進めており、「石狩ふれあいの杜公園」など拠点となる大型公園の整備も積極的に推進している。今後は、さらに市民の具体的な意見をとり入れた、みどり豊かな魅力ある公園づくりを進めることが肝要である。	本市の都市計画区域内の都市公園は、平成 12 年度末現在、全市で 123 ヶ所、約 88.1 ヘクタールとなっているが、１人当たり公園面積は、約 16.5 ㎡と全道平均 21.2 ㎡（平成 11 年度）を下回っている状況にある。また、遊具など施設の老朽化が進んだところも目立っており、早急な整備推進を図る必要がある。現在、街区公園については毎年数ヶ所ずつのリニューアルを進めており、「石狩ふれあいの杜公園」など拠点となる大型公園の整備も積極的に推進している。今後は、さらに市民の具体的な意見をとり入れた、みどり豊かな魅力ある公園づくりを進めることが肝要である。	データを時点修正する。
略	略	
（4）市民がつくる水とみどり **市民参加による水とみどりづくり**	**（4）市民がつくる水とみどり** **市民参加による水とみどりづくり**	
略	略	

【新】	【旧】	【備考】
＜具体的展開＞ 略 ●（仮称）石狩市緑化推進条例の制定 本計画の円滑な実施を図り、本市の緑化を確実に推進するため、その目的や理念、市および市民の責務などを明らかにする指針として、（仮称）石狩市緑化推進条例の制定を検討する。	＜具体的展開＞ 略 ●（仮称）石狩市緑化推進条例の制定 本計画の円滑な実施を図り、本市の緑化を確実に推進するため、その目的や理念、市および市民の責務などを明らかにする指針として、（仮称）石狩市緑化推進条例を制定する。この条例の制定にあたっては、市民参加のもと、早急に行うこととする。	文言整理

【新】	【旧】	【備考】
8章 緑化重点地区 略 **（１）緑化重点地区の設定** 本市の市役所を中心とした市民サービスエリアは、市役所や総合保健福祉センター、市民図書館、こども未来館、公民館、保健所など公共施設が集約されており、日常的に市民が訪れる場所である。さらに、都市の骨格となる茨戸川に面していることや歩行者ネットワークの起点になっていること、樽川など身近な水とみどりが存在し、市民の緑化に対しての関心が高く、緑化の推進が特に求められる場所でもある。 また、このエリアは、「まちの顔」となる地区として「まちの顔づくり計画（平成８年３月）」が策定され、平成 10 年３月には、市役所を中心とした地区について、本市の中心市街地としてふさわしい、シンボルとなる魅力的な都市空間や景観を備えた地区とすることを目指した「石狩市中心核」の設計が行われるなど、本市のシンボルとして空間形成が求められている地区である。 以上のことから、本市の市役所周辺の地区を緑化重点地区として設定する。 **（２）地区の課題** 市役所とその周辺の河川敷地を含めた約 15 ヘクタールについては、市役所や総合保健福祉センター、市民図書館、こども未来館、保健所などがすでに建設されており、今後も（仮称）メモリアルパークなどの整備が、茨戸川や樽川の河川空間と一体となった計画として想定されている。 すでに建設されているこれらの施設周辺においては、樹木が成長して緑が増えてきているものの、未整備エリアで緑が不足していることから、引き続き植栽を進め、みどり豊かな空間にすることが必要である。 さらに、当地区では今後整備が予定されている、（仮称）メモリアルパークは、樽川や茨戸川などと一体となった緑化計画が立てられており、地区全体でのみどりあふれる空間形成が望まれている。 **（３）緑化計画** **１）地区の目標** **地区のテーマ：石狩市の水とみどりのシンボル・“森”の形成** 当地区は、市役所や総合保健福祉センター、市民図書館などの公共施設のほか、河川敷地を利用した都市緑地「サスイシリの森」があり、茨戸川や樽川にも面している。今後は（仮称）メモリアルパークなどの整備も計画されている。 当地区が、「水とみどりにつつまれたまち石狩」にふさわしい市民の憩いの場となるように、茨戸川や樽川と連続させながら地区全体が「森」のイメージを持つような一体的な緑化整備の推進を図る。 また市役所など地区内の市民サービス施設をつなぐみどり豊かな気持ちのよい歩行者空間を形成し、市民が気軽に訪れ利用したくなるような空間づくりを図る。 さらに、市民のイベントなどに使える空間を確保し、市民が集い憩える場となるような整備を行う。 緑化にあたっては、市民参加による植栽等、市民の手によってみどりを創出する機会をつくり、市民に親しまれる空間を形成する。	**8章 緑化重点地区** 略 **（１）緑化重点地区の設定** 本市の市役所を中心とした市民サービスエリアは、市役所や保健福祉センター、図書館など公共施設が集約されており、日常的に市民が訪れる場所である。さらに、都市の骨格となる茨戸川に面していることや歩行者ネットワークの起点になっていること、樽川など身近な水とみどりが存在し、市民の緑化に対しての関心が高く、緑化の推進が特に求められる場所でもある。 また、このエリアは、「まちの顔」となる地区として「まちの顔づくり計画（平成８年３月）」が策定されているほか、平成 10 年３月には、市役所を中心とした地区について、本市の中心市街地としてふさわしい、シンボルとなる魅力的な都市空間や景観を備えた地区とすることを目指した「石狩市中心核」の設計が行われており、本市のシンボルとして空間形成が求められている地区である。 以上のことから、本市の市役所周辺の地区を緑化重点地区として設定する。 **（２）地区の課題** 市役所とその周辺の河川敷地を含めた約 15 ヘクタールについては、市役所や保健福祉センター、図書館などがすでに建設されており、今後も保健所や（仮称）メモリアルパークなどの公共施設の整備が、茨戸川や樽川の河川空間と一体となった計画として進められている。 市役所や保健福祉センター、図書館などすでに建設されている施設においては、樹木が比較的少なく市民が日常的に訪れ憩う空間としては魅力が不足している。このため、各施設の周辺に植栽を行い、みどり豊かな空間にすることが必要である。 さらに、当地区では今後整備が予定されている、（仮称）メモリアルパークや（仮称）花川北河畔広場など、樽川や茨戸川などと一体となった緑化計画が立てられており、地区全体でのみどりあふれる空間形成が望まれている。 **（３）緑化計画** **１）地区の目標** **地区のテーマ：石狩市の水とみどりのシンボル・“森”の形成** 当地区は、市役所や保健福祉センター、図書館などの公共施設のほか、茨戸川や樽川にも面している。さらには（仮称）メモリアルパークや河川敷地を利用した（仮称）花川北河畔公園なども計画されている。 当地区が、水とみどりにつつまれたまち石狩」にふさわしい市民の憩いの場となるように、茨戸川や樽川と連続させながら地区全体が「森」のイメージを持つような一体的な緑化整備の推進を図る。 また市役所や保健福祉センター、図書館などの市民サービス施設をつなぐみどり豊かな気持ちのよい歩行者空間を形成し、市民が気軽に訪れ利用したくなるような空間づくりを図る。 さらに、市民のイベントなどに使える空間を確保し、市民が集い憩える場となるような整備を行う。 緑化にあたっては、市民参加による植栽等、市民の手によってみどりを創出する機会をつくり、市民に親しまれる空間を形成する。	現状にあわせ文言整理 現状にあわせ文言整理 現状にあわせ文言整理

【新】	【旧】	【備考】
２）緑化計画 ●公共施設の緑化推進 市役所など公共施設の周辺に植栽を行い、みどりのなかに公共施設が存在するようにする。植栽にあたっては、四季折々の表情がでるように、花の咲く樹木や紅葉が美しい樹木をおりまぜるものとする。 ●公園緑地の整備による緑化推進 当地区においては、（仮称）メモリアルパーク（約 3.2 ヘクタール）が計画されている。 （仮称）メモリアルパークは、市制施行の記念として、また当地区のシンボル的な施設として位置づけられており、水とみどりにつつまれた石狩を象徴するようにみどりの配置を考慮する。 また河川敷地の占用を受け整備したサスイシリの森（２ヘクタール）は、水防活動の場と合わせて、市民の憩いの場となるように積極的に植栽を行う。 ●河川空間と一体となった緑化推進 略 ●市民の手による緑化の推進 略 略	２）緑化計画 ●公共施設の緑化推進 市役所や保健福祉センター、図書館、計画されている保健所など公共施設の周辺に植栽を行い、みどりのなかに公共施設が存在するようにする。植栽にあたっては、四季折々の表情がでるように、花の咲く樹木や紅葉が美しい樹木をおりまぜるものとする。 ●公園緑地の整備による緑化推進 当地区においては、（仮称）メモリアルパーク（約 3.2 ヘクタール）が計画されている。 また、河川敷地の占用を受け（仮称）花川北河畔広場（約２ヘクタール）が公園緑地として整備が進められている。 （仮称）メモリアルパークは、市制施行の記念として、また当地区のシンボル的な施設として位置づけられており、水とみどりにつつまれた石狩を象徴するようにみどりの配置を考慮する。 （仮称）花川北河畔広場は、水防活動の場と合わせて、市民の憩いの場となるように積極的に植栽を行う。 ●河川空間と一体となった緑化推進 略 ●市民の手による緑化の推進 略 略	文言整理 整備完了のため削除 現在の名称に変更